



# 2017

Occupational Health & Safety

## 平成29年度版 安全衛生の概況

### 平成 29 年 年 間 標 語

快適な職場に響く合い言葉  
「健康・安全・ゼロ災害」

### 平成 29 年度 全国安全週間スローガン

組織で進める安全管理  
みんなで取り組む安全活動  
未来へつなげよう安全文化



「誰もが安心して健康に働くことができる社会」  
の実現をめざして

徳島第 12 次労働災害防止推進計画  
(平成 25 年度 ~ 平成 29 年度)



徳 島 労 働 局

## 目次

### はじめに

#### 1. 全国の労働災害発生状況

- (1) 労働災害発生状況の推移（昭和 53 年～平成 28 年） . . . . . 2
- (2) 業種別・事故の型別発生状況（平成 28 年） . . . . . 2
- (3) 年別・業種別死傷労働災害発生状況（平成 19 年～平成 28 年） . . . . . 3

#### 2. 徳島県の労働災害発生状況

- (1) 労働災害発生状況の推移（昭和 53 年～平成 28 年） . . . . . 4
- (2) 死亡労働災害発生状況（平成 19 年～平成 28 年） . . . . . 4
- (3) 業種別死傷労働災害発生状況（平成 18 年～平成 28 年） . . . . . 5
- (4) 業種別・事故の型別発生状況（平成 28 年） . . . . . 6
- (5) 重大災害発生状況（平成 24 年～平成 28 年） . . . . . 7
- (6) 死亡労働災害一覧（平成 28 年） . . . . . 7

#### 3. 職業性疾病等の状況

- (1) 定期健康診断結果の推移（平成 15 年～平成 28 年） . . . . . 8
- (2) 徳島県の業務上疾病発生状況（平成 23 年～平成 28 年） . . . . . 9
- (3) 徳島県の業務上疾病（腰痛）発生状況 . . . . . 10
- (4) 熱中症による死亡災害の発生状況（全国） . . . . . 12

#### 4. 安全衛生関係資料

- (1) 「STOP！転倒災害プロジェクト」実施中 . . . . . 13
- (2) 「徳島第 1 2 次労働災害防止推進計画」のポイント . . . . . 16
- (3) 高齢労働者の安全対策 . . . . . 18
- (4) 交通労働災害防止対策の推進について . . . . . 20
- (5) 足場からの墜落・転落災害防止対策 . . . . . 22
- (6) 「ロープ高所作業」での危険防止 . . . . . 24
- (7) 事業場における治療と職業生活の両立支援のためのガイドライン . . . . . 27
- (8) 化学物質のリスクアセスメントの実施が義務となりました . . . . . 28
- (9) ストレスチェックの実施が義務となりました . . . . . 30
- (10) 徳島メンタルヘルスケア推進計画はたらく人の笑顔プロジェクトⅡ . . . . . 32
- (11) 過重労働による健康障害防止対策 . . . . . 34
- (12) 熱中症防止対策 . . . . . 36
- (13) 職場における受動喫煙防止対策 . . . . . 38
- (14) 第 8 次粉じん障害防止総合対策の概要 . . . . . 39
- (15) 派遣労働者に対する安全衛生教育等 . . . . . 40
- (16) 荷役 5 大災害の防止対策 . . . . . 41
- (17) 最近の主な法令等改正について . . . . . 42
- (18) 産業保健活動総合支援事業のご案内 . . . . . 44

#### 5. 関係機関等のご案内

- (1) 労働災害防止団体・関係機関等 . . . . . 46
- (2) 徳島労働局登録教習機関 . . . . . 47
- (3) 登録特定自主検査業者 . . . . . 48

#### 6. 平成 28 年度 安全衛生表彰受賞者 . . . . . 50

#### 7. 四国 4 県統一ロゴマークの推奨 . . . . . 50

#### 8. 徳島労働局・各労働基準監督署窓口一覧 . . . . . 51



## はじめに

全国の労働災害は、長期的には減少傾向にありますが、平成28年の休業4日以上  
の死傷者（以下死傷者数）は、117,910人となり、このうち928人もの尊い命が  
職場で失われました。また、第三次産業の死傷者数は年々増加し54,280人、構成  
比にして実に46.0パーセントを占めています。

徳島県内の状況は、労働災害による死亡者数が10人となり、過去最少であった昨年  
より7名の増加、死傷者数は807人、昨年と同数となりました。

「徳島第12次労働災害防止推進計画」では、労働災害を平成24年と比較して平成  
29年までに15パーセント以上減少させることを目標としていますが、平成28年末  
時点の対平成24年比較は27人（3.2パーセント）の減少にとどまっています。

このような中、推進計画の最終年となる本年は、死亡者数が8人、死傷者数が708  
人より1人でも減らせるよう、引き続き「STOP！転倒災害プロジェクト」を中心とし  
た転倒災害防止対策、交通労働災害防止対策などの業種横断的な対策や、労働災害の多  
発する重点5業種（製造業、建設業、林業、第三次産業、道路貨物運送業）への対策及  
び高齢者労働災害防止対策を推進して参ります。

労働者の健康確保に関する状況については、平成28年の定期健康診断で何らかの所  
見を有する労働者の率は、56.3パーセントと3年振りに悪化に転じるとともに、平  
成11年以降は、全国平均を上回る状態が続いています。労働者の健康確保及び向上に  
ついて、更なる改善が図られるよう、必要な指導を行って参ります。

また、治療のために就労の機会を失うことのないよう、事業場スタッフと医療関係者  
の連携により両立支援対策に取り組むほか、受動喫煙防止、ストレスチェックに基づく  
メンタルヘルス不調の1次予防や恒常的な長時間労働の解消、働き方・休み方の見直し  
を推進いたします。

労働者が仕事に負傷し、作業環境や作業方法の不備が原因で健康を害することは、  
その程度にかかわらず、本来あってはならないものです。徳島労働局では、労働災害防  
止、労働者の健康確保の観点から、法令遵守等の周知にとどまらず、労働災害防止団体、  
業界団体等との積極的な連携に努め、各種支援事業等有用な情報を周知・共有するなど  
して、各種対策に取り組んで参ります。

関係機関、企業の安全衛生スタッフの皆様方におかれましては、各事業場の安全衛生  
水準の向上に積極的に取り組み、健康で安心して働くことのできる労働環境の整備に引  
き続きご尽力いただきますようお願い申し上げます。

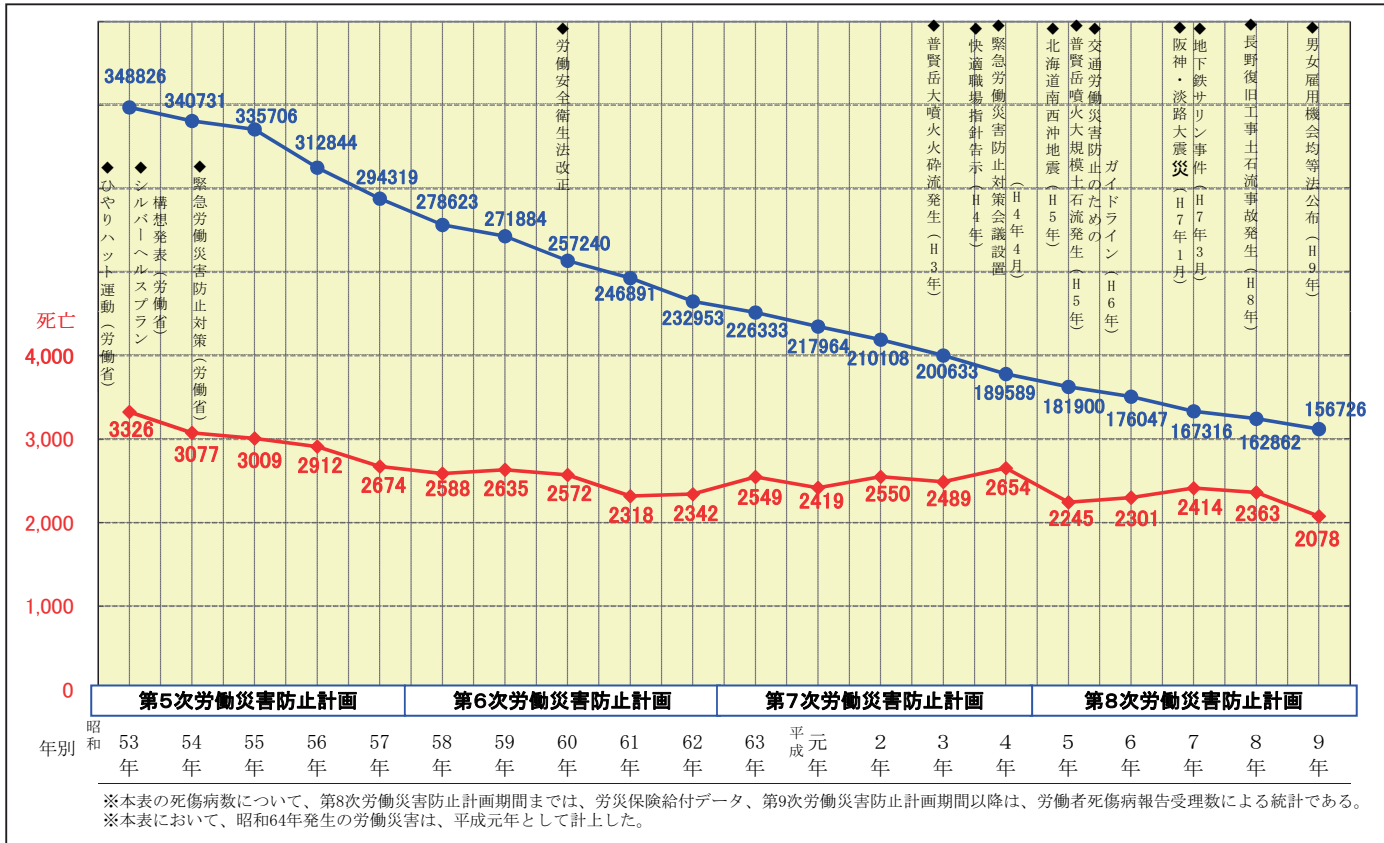
平成29年5月吉日

徳島労働局長 鈴木麻里子

# 1

## 全国の労働災害発生状況

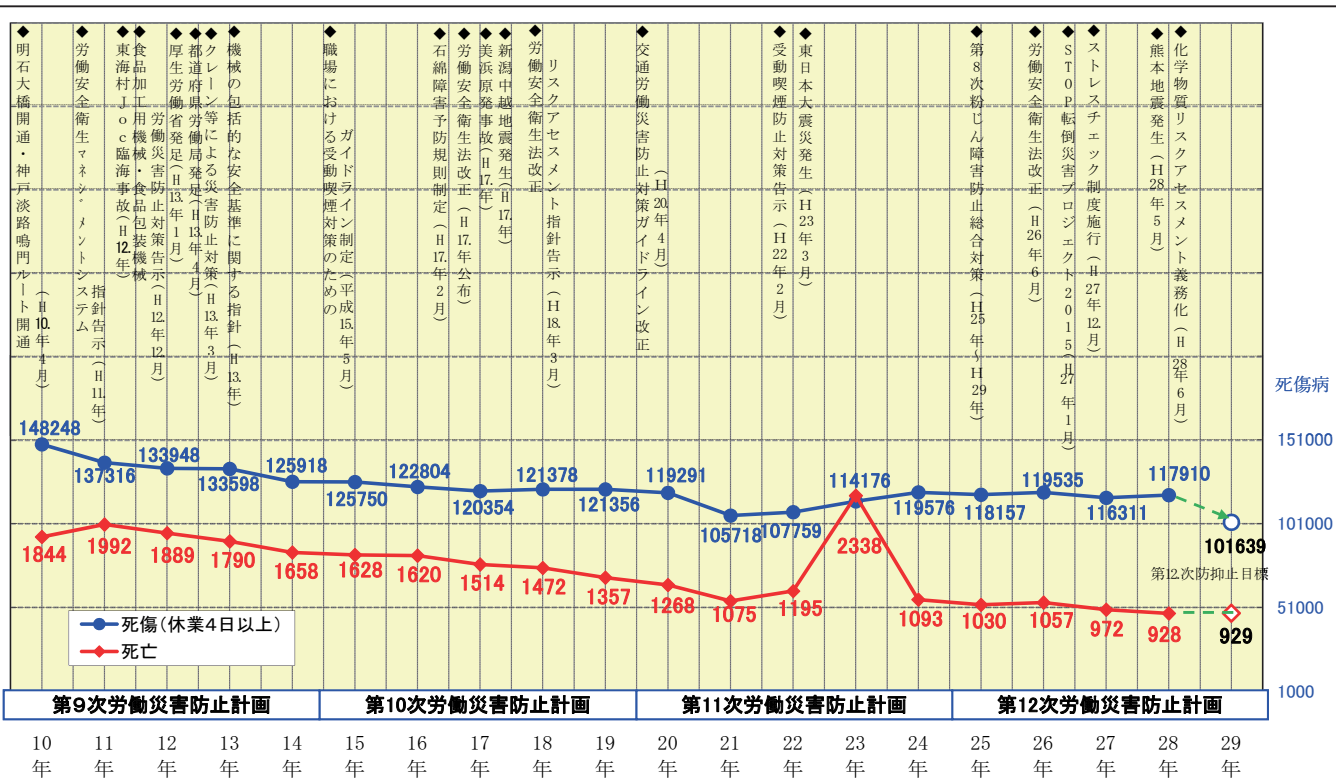
### (1) 労働災害発生状況の推移



### (2) 業種別・事故の型別（平成28年）

死傷病  
死亡

事故の型 業種	墜落・転落		転倒		激突		飛来・落下		崩壊・倒壊		激突され		巻き込まれ・はさまれ		切れ・こすれ		踏抜き		おぼれ		高温・低温物との接触		有害物との接触		感電		爆発		破裂		火災		交通事故（道路）		交通事故（その他）		無理な動作・動作の反動		その他		分類不能		合計	
	死亡	死傷病	死亡	死傷病	死亡	死傷病	死亡	死傷病	死亡	死傷病	死亡	死傷病	死亡	死傷病	死亡	死傷病	死亡	死傷病	死亡	死傷病	死亡	死傷病	死亡	死傷病	死亡	死傷病	死亡	死傷病	死亡	死傷病	死亡	死傷病	死亡	死傷病	死亡	死傷病	死亡	死傷病	死亡	死傷病				
全産業	20,094	27,152	5,861	6,600	2,261	4,982	14,136	8,117	250	36	2,831	483	99	58	60	81	8,125	88	15,081	1,256	259	117,910	232	24	3	41	57	78	132	2	31	16	9	11	3	6	3	218	1	1	58	2	928	
製造業	2,882	4,977	1,159	2,122	646	1,085	7,017	2,601	51	6	866	208	38	30	19	37	323	6	2,248	112	21	26,454	25	6	14	14	13	62	1	5	3	3	2	1	3	1	9	1	13	1	177			
建設業	5,184	1,512	668	1,457	475	734	1,585	1,422	96	6	208	95	35	4	8	16	658	4	813	68	10	15,058	134	5	1	15	27	22	19	1	5	7	3	8	1	1	39	6	6	294				
道路貨物運送業	3,731	1,808	988	688	368	657	1,426	156	20		72	11	1		6		900	6	1,827	61	21	12,747	6	2	1	4	5	2	8													99		
林業	157	172	31	259	76	347	84	316	7		18	3	3			1	10		59	16	2	1,561	8	2		3	24	2														41		
第三次産業	6,808	17,269	2,611	1,762	627	1,618	3,209	3,362	64	14	1,574	143	16	23	25	26	4,911	65	9,144	846	163	54,280	46	7	1	5	6	11	25		11	4	1	2	2	1	103		23		248			
上記以外の事業	1,332	1,414	404	312	69	541	815	260	12	10	93	23	6		1	2	1,323	7	990	153	42	7,810	13	2	3	2	6	16		10	1	2									69			

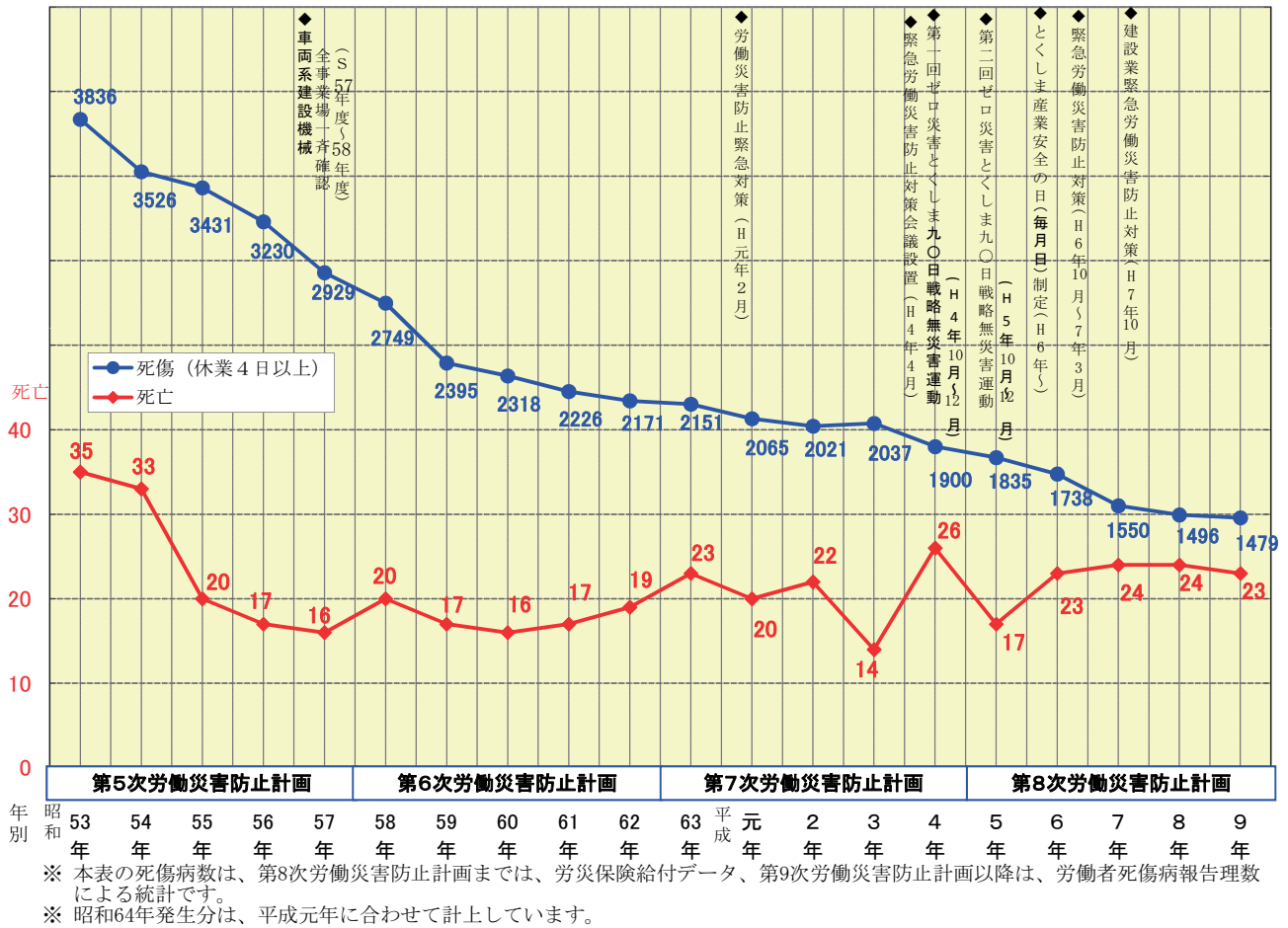


※平成29年は、第12次労働災害防止計画期間に抑止目標（目安とする数値）です。  
 ※本統計処理上、各年データ確定（締切）後の入力分は含みません。

### (3) 年別・業種別等死傷病労働災害発生状況(平成19年～平成28年)

業種別	年別	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年
<b>全産業合計</b>		131478	129026	114152	116733	119622	119576	118157	119535	116311	117910
製造業	食料品製造業	8643	8820	8050	8369	8267	8170	7979	7975	7831	8061
	木材木製品製造業	2006	1739	1463	1446	1462	1438	1365	1350	1233	1206
	家具装備品製造業	794	699	552	571	562	499	520	521	451	443
	紙、印刷本製造業	1807	1749	1508	1473	1400	1384	1312	1309	1256	1200
	化学工業	2508	2417	1895	1959	2130	2001	1869	1949	1844	1919
	窯業土石製品製造業	1820	1619	1262	1248	1212	1347	1377	1307	1201	1203
	金属製品製造業	6501	6005	4684	4592	4617	4523	4376	4572	4340	4211
	一般機械器具製造業	2657	2520	1687	1892	2058	1898	1763	1850	1752	1676
	輸送用機械製造業	2943	2647	1840	1914	1866	1878	1733	1792	1812	1781
	上記以外の製造業	6517	6249	5054	5179	5298	5153	4783	4827	4671	4754
小計	36196	34464	27995	28643	28872	28291	27077	27452	26391	26454	
建設業	土木工事業	5141	5017	4446	4415	4301	4392	4374	4331	3956	3760
	建築工事業	12539	11245	9290	9208	9958	10021	10069	9955	8909	8569
	その他の建設業	3084	3018	2532	2520	2724	2660	2746	2898	2719	2729
	小計	20764	19280	16268	16143	16983	17073	17189	17184	15584	15058
運輸業	道路貨物運送業	14425	14237	12238	12782	12936	12771	13094	13073	12720	12747
	その他の運輸交通業	3039	3117	3015	3079	3112	3137	3209	3348	4421	3340
	小計	17464	17354	15253	15861	16048	15908	16303	16421	17141	16087
第三次産業	林業	2300	2257	2306	2363	2224	1897	1723	1611	1619	1561
	小売業	12453	12567	11914	12329	12849	13099	12808	13365	13030	13444
	通信業	3681	3524	3125	2986	2876	2860	2513	2469	2220	1396
	医療保健業	2730	2818	2602	2726	2911	2880	2857	2893	2896	3021
	社会福祉施設	4338	4829	5065	5533	6054	6480	6831	7224	7597	8281
	飲食店	4055	4055	4015	4021	4170	4375	4416	4477	4687	4791
	清掃と畜	6088	6395	5630	5768	5829	5772	6037	5989	5834	6018
	上記以外の第三次産業	11303	11464	10558	10506	10660	10745	10389	10374	16044	16329
	小計	44648	45652	42909	43869	45349	46211	45851	46791	52308	54280
	上記以外の事業	10106	10019	9421	9854	10146	10196	10014	10076	3268	4470

(1) 労働災害発生状況の推移



(2) 死亡労働災害発生状況 (平成18年~平成28年)

①業種別

年	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年
全産業	12	11	7	8	11	8	10	9	11	3	10
製造業	1		1	3	3	2	1	2	3		3
建設業	2	5	3	2	2	2	3	4	5		2
貨物運送業	1		1	1						2	1
林業	1	1		2	3	2			2		
第三次産業	7	4	2		3	2	4	3	1	1	2
上記以外		1					2				2

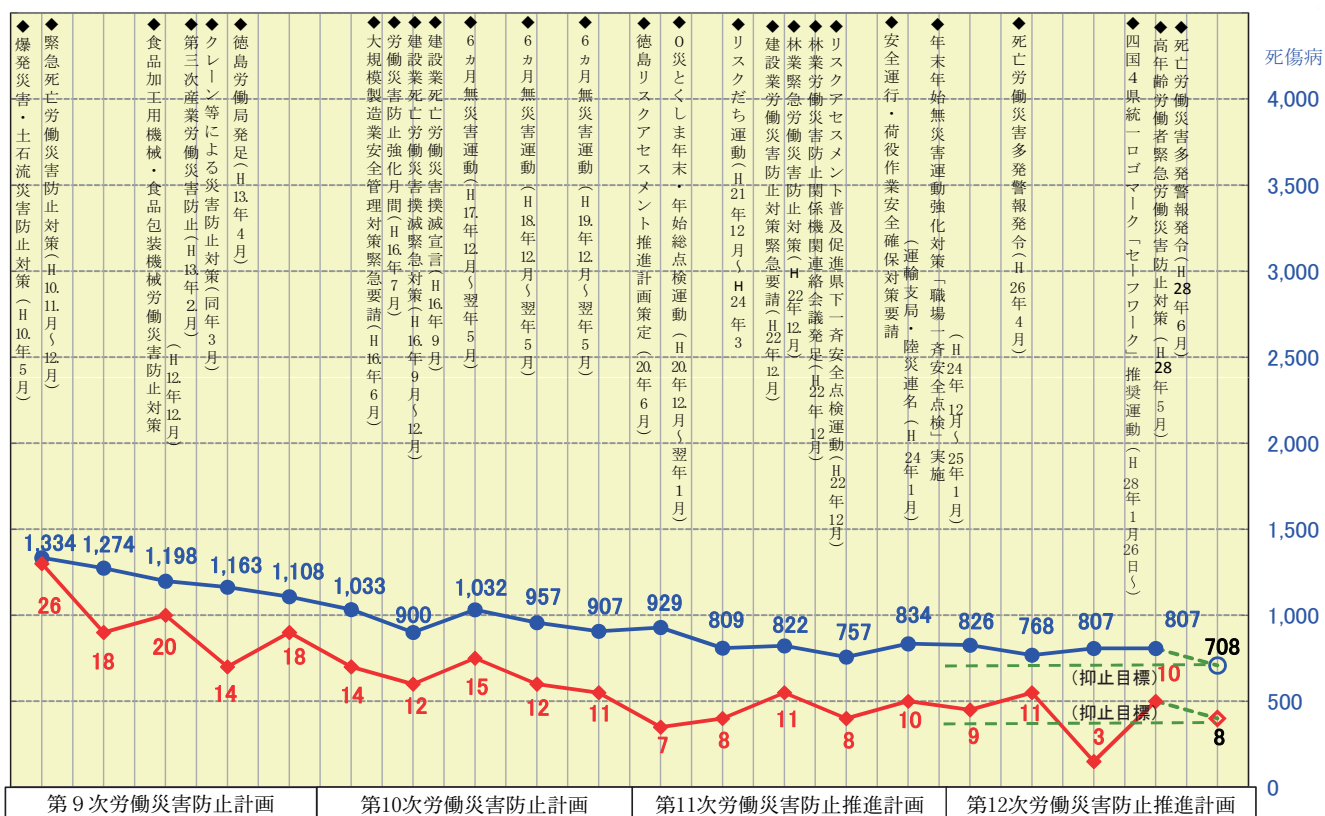
②事故の型別

年	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年
全産業	12	11	7	8	11	8	10	9	11	3	10
墜落・転落	3	3	3	2	4	2	1	3	2	1	2
転倒	1										2
飛来・落下	2	2		3		1	1	1	1		1
崩壊・倒壊					1		1		2		
激突され	1	2			1	2		1	1		
はさまれ・まきこまれ	1		2	2	4	1	1	1	1		1
切れ・こすれ										1	
おぼれ							3	1	1		1
感電											
爆発・破裂										1	
交通事故	4	4	1	1	1	2	1	2		2	2
上記以外			1				2		1		1

③年齢層別

年	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年
全産業	12	11	7	8	11	8	10	9	11	3	10
20歳未満	1		1								
20歳代		3	1	1				1	1		1
30歳代	2		1	1	2		1	2	3		1
40歳代	2	1	2	1		3	2	1	1		
50歳代	6	2	1	3	5	1	2	1	1	1	3
60歳以上	1	5	1	2	4	4	5	4	5	2	5

※ 労働者死傷病報告書による過去11年間の死亡労働災害発生状況です。



※ 平成10年以降の死傷者数は、労働者死傷病報告書数で、全国統計同様、各年の翌年3月末(入力締切日)以降の確認分は含みません。  
 ※ 平成29年の数値は、第12次労働災害防止推進計画の抑止目標です。

### (3) 年別・業種別等死傷病労働災害発生状況(平成19年～平成28年)

業種別	年別	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年
全産業合計		907	929	809	822	757	834	826	768	807	807
製造業	食料品製造業	53	65	70	53	60	51	65	51	52	52
	木材木製品製造業	43	31	23	25	23	25	35	20	21	13
	家具装備品製造業	17	25	14	16	21	23	19	17	20	12
	紙、印刷製本製造業	2	5	6	3	5	3	2	2	2	8
	化学工業	29	29	26	15	24	21	16	14	26	18
	窯業土石製品製造業	13	9	13	10	7	6	10	8	16	14
	金属製品製造業	25	11	13	23	18	17	23	17	14	18
	一般機械器具製造業	13	13	8	16	17	11	12	13	13	4
	輸送用機械製造業	16	18	23	16	11	8	14	5	10	13
	上記以外の製造業	48	33	21	27	21	32	21	29	25	30
小計		259	239	217	204	207	197	217	176	199	182
建設業	土木工事業	82	77	59	57	59	41	41	57	49	52
	建築工事業	109	109	82	89	87	91	93	77	79	75
	その他の建設業	18	22	21	20	16	18	29	29	27	30
小計		209	208	162	166	162	150	163	163	155	157
運輸業	道路貨物運送業	91	92	61	73	66	76	70	67	91	79
	その他の運輸交通業	11	8	12	12	9	8	10	10	13	11
小計		102	100	73	85	75	84	80	77	104	90
林業		42	37	46	51	45	45	30	26	31	32
第三次産業	小売業	73	73	64	66	65	76	68	70	61	62
	通信業	14	24	21	24	19	23	27	23	17	29
	医療保健業	21	26	28	29	26	36	36	34	29	38
	社会福祉施設	23	32	29	42	27	35	35	36	52	47
	飲食店	14	18	17	25	14	16	16	13	24	23
	清掃と畜	37	53	33	31	34	48	41	44	42	32
	上記以外の第三次産業	95	92	89	82	66	94	88	82	72	83
小計		277	318	281	299	251	328	311	302	297	314
上記以外の事業		18	27	30	17	17	30	25	24	21	32

(4) 徳島県における労働災害発生状況(業種別・事故の型別)

事故の型 業種		墜落・転落	転倒	激突	飛来・落下	崩壊・倒壊	激突され	巻き込まれ	切れ・こすれ	高温・低温物との接触	交通事故	無理な反動作	その他分類不能	計
全産業		167	173	35	45	14	27	82	71	17	50	110	16	807
		148	158	17	47	19	30	112	77	20	52	118	9	807
製 造 業	食料品製造	6	14	3	2	2	0	10	9	1	0	4	1	52
		6	11	1	3	1	1	11	12	3	0	3	0	52
	木材・木製品製造	4	2	0	2	0	0	4	1	0	0	0	0	13
		1	3	0	1	0	0	11	3	0	0	2	0	21
	家具・装備品製造	0	1	0	3	0	0	0	8	0	0	0	0	12
		0	1	0	2	1	1	5	8	0	0	2	0	20
	紙・パルプ・印刷製本	1	3	0	0	0	0	2	1	0	0	1	0	8
		1	0	0	0	0	0	5	1	0	0	1	0	8
	化学工業	2	1	1	1	0	1	3	1	3	1	3	1	18
		3	6	1	2	0	0	7	1	1	0	3	2	26
	窯業土石製品製造	8	1	1	0	2	1	1	0	0	0	0	0	14
	4	2	1	1	1	0	5	1	0	0	1	0	16	
金属製品製造	4	2	0	3	0	2	4	1	0	0	2	0	18	
	3	4	0	1	0	0	2	2	0	1	1	0	14	
一般機械器具製造	0	0	0	0	0	0	2	1	0	0	1	0	4	
	0	1	0	1	0	0	9	1	0	0	1	0	13	
輸送機械製造	4	4	0	1	0	0	1	1	0	0	1	1	13	
	3	3	0	1	0	0	2	1	0	0	0	0	10	
上記以外の製造業	5	9	0	1	0	0	7	1	1	0	6	0	30	
	2	3	0	2	2	1	1	3	1	0	3	1	19	
小計		34	37	5	13	4	4	34	24	5	1	18	3	182
		23	34	3	14	5	3	58	33	5	1	17	3	199
建 設 業	土木工事業	17	5	1	8	2	4	5	4	1	1	2	0	52
		16	8	2	2	3	5	6	2	2	0	3	0	49
	建築工事業	29	6	5	4	1	2	8	12	0	2	5	0	75
		30	6	1	6	1	5	8	13	2	0	7	0	79
その他の建設業	19	1	1	0	0	2	3	1	1	1	1	0	30	
	8	1	1	4	1	1	3	3	0	1	4	0	27	
小計		65	12	7	12	3	8	16	17	2	4	8	0	157
		54	15	4	12	5	11	17	18	4	1	14	0	155
運 輸 交 通 業	道路貨物運送	24	9	8	5	1	3	11	1	1	3	12	0	79
		33	7	3	6	2	2	8	2	1	10	15	2	91
	その他の運輸交通	2	3	1	1	0	0	0	0	0	3	1	0	11
	2	4	1	0	0	0	0	0	0	3	3	0	13	
小計		26	12	9	6	1	3	11	1	1	6	13	0	90
		35	11	4	6	2	2	8	2	1	13	18	2	104
林業		4	2	1	5	1	4	0	6	3	0	3	0	32
		7	7	0	5	5	5	0	2	0	0	0	0	31
第 三 次 産 業	小売業	2	24	3	3	0	2	6	5	0	10	6	0	62
		4	22	0	6	0	2	4	2	1	12	8	0	61
	通信業	2	6	0	0	1	0	0	0	1	12	6	0	29
		0	1	0	1	1	0	1	0	0	11	2	0	17
	医療保健業	4	12	3	0	0	1	1	2	0	1	13	0	38
		3	12	0	0	0	1	2	1	0	0	10	0	29
	社会福祉施設	4	20	2	0	1	1	0	2	0	4	12	2	47
		3	16	2	1	0	0	0	1	1	6	19	3	52
飲食店	0	10	0	0	0	0	1	5	3	1	3	0	23	
	2	7	0	0	0	0	0	4	6	0	5	0	24	
清掃・と畜	4	9	0	4	0	1	3	1	0	1	9	0	32	
	6	6	3	1	1	1	9	4	0	0	11	0	42	
その他の第三次産業	14	21	4	2	2	2	5	6	1	10	15	3	83	
	5	16	0	1	0	2	7	5	0	2	6	0	72	
小計		30	102	12	9	4	7	16	21	5	39	64	5	314
		23	80	5	10	2	6	23	17	8	31	61	3	297
上記以外の事業		8	8	1	0	1	1	5	2	1	0	4	8	32
		6	11	1	0	0	3	6	5	2	6	8	1	21

※ 労働者死傷病報告書の報告内容による分類です。

平成28年  
27年



## (5) 徳島県内の重大災害発生状況

発生年	業 種	事故の型	死傷者数	備 考
平成 25 年	製造業（金属）	高温物との接触	3 人（0）	休業 3
	清掃業	交通事故	3 人（0）	休業 3
	清掃業	交通事故	3 人（0）	休業 3
平成 26 年	製造業（化学）	有害物との接触	4 人（0）	休業 1、不休 3

※重大災害報告による情報を掲載（平成 27 年及び平成 28 年の発生は無い）。

※死傷者数の（ ）内は、死亡労働者数で内数。

※重大災害は、1 度に 3 人以上の労働者が業務上で死傷又は罹患した労災事故で、休業 1 日以上要した労働者を 1 名以上含むもの。

※被災労働者が属する事業場の業種が複数になる場合の件数は、主たる業種に計上。

## (6) 平成 28 年中の徳島県内の死亡労働災害一覧

No.	発生月	時間	事故の型	発 生 状 況
	業 種 別	起因物		
	性別	年齢	職種等	
①	1月	9時台	飛 来 ・ 落 下	家屋（RC造4階建）の解体工事現場で、コンクリート圧砕機を用いて4階壁を解体中、飛来したコンクリート片が、コンクリート圧砕機後方で解体木片等の片付け作業中であつた被災者を直撃したものの。
	小 売 業	解 体 用 機 械		
	男	50 歳台	解 体 工	
②	1月	5時台	転 倒	配達のために道を歩いていた時、転倒し、頭部を負傷したものの。
	社会福祉施設	通 路		
	女	70歳代	配 達 員	
③	3月	15時台	交 通 事 故	配送出先事業所から社用車を運転し帰社する途中で、道路脇の電柱に衝突したものの
	建 設 業	乗 用 車		
	女	60歳代	作 業 者	
④	3月	11時台	墜 落 ・ 転 落	スレート張の底上（高さ約4.6メートル）で、作業場建屋の外壁の塗装作業を行っていたところ、「歩み板」の敷かれていない庇のスレート部分を踏み抜き墜落したものの。
	金属製品製造業	建 築 物 ・ 構 築 物		
	男	60歳代	溶 接 工	
⑤	4月	11時台	墜 落 ・ 転 落	解体工事中の建屋の梁上（高さ約21メートル）で作業中、誤って地面まで落下したものの。
	建 設 業	建 築 物 ・ 構 築 物		
	男	30歳代	と び 工	
⑥	5月	6時台	お ぼ れ	船引き網でシラス漁中、漁船に乗っていた被災者が海に転落し溺死したものの。
	漁 業	船		
	男	60 歳代	作 業 者	
⑦	5月	11時台	転 倒	タイヤが砂利に入り込み動けないフォークリフトにロープを掛け貨物自動車で牽引した際フォークリフトが転倒、搭乗していた被災者がフォークリフトと地面に挟まれたものの。
	印 刷 業	動 力 運 搬 機		
	男	50歳代	作 業 者	
⑧	6月	13時台	はさまれ・巻き込まれ	船引き網でシラス漁中、運搬作業を手伝うため僚船に乗り移ろうとした被災者が海に転落、スクルーに巻き込まれたものの。
	漁 業	船		
	男	50歳代	漁 師	
⑨	6月	3時代	交 通 事 故	荷物配達目的でトラックを運転中、道路の中央（対向車線との間）に立つ高架道路用の橋脚の前に設置されたコンクリートブロックに衝突したものの。
	運 輸 交 通 業	ト ラ ッ ク		
	男	20歳代	運 転 手	
⑩	10月	7時台	動作の反動・無理な動作	造船所内でドックゲート固定用ロープを引っ張り、ビットに巻付けて固定しようとしていたところ、ビットが折れ曲がり、その勢いで後ろに倒れ、後頭部を打ちつけたものの。
	造 船 業	その他の装置・設備		
	男	70 歳代	作 業 者	

### 3 徳島県の職業性疾病等の状況

#### (1) 定期健康診断結果の推移

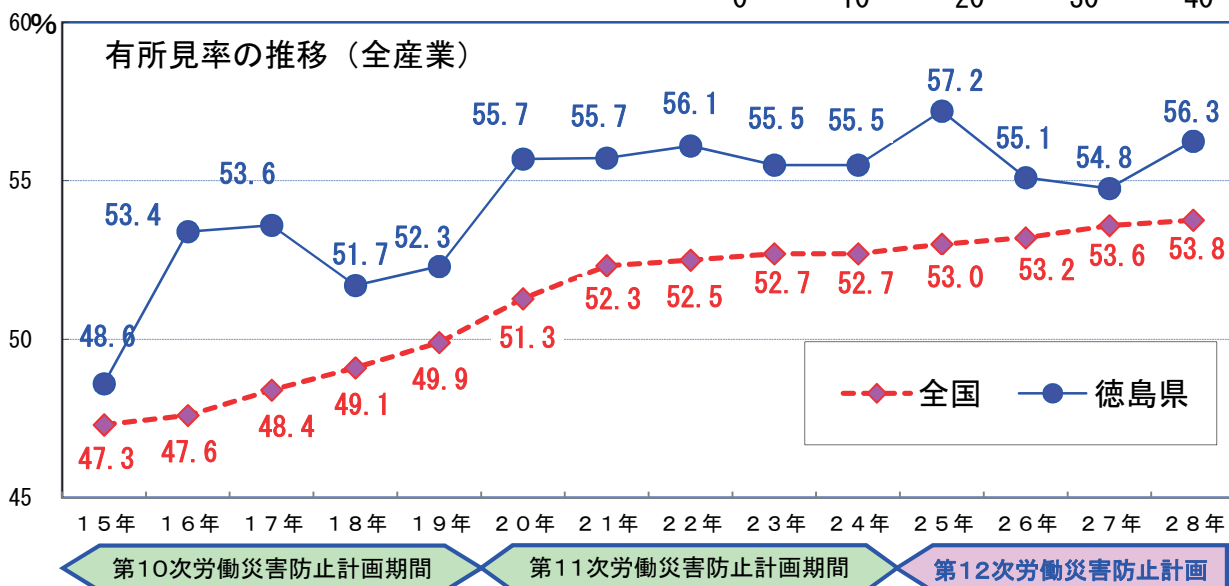
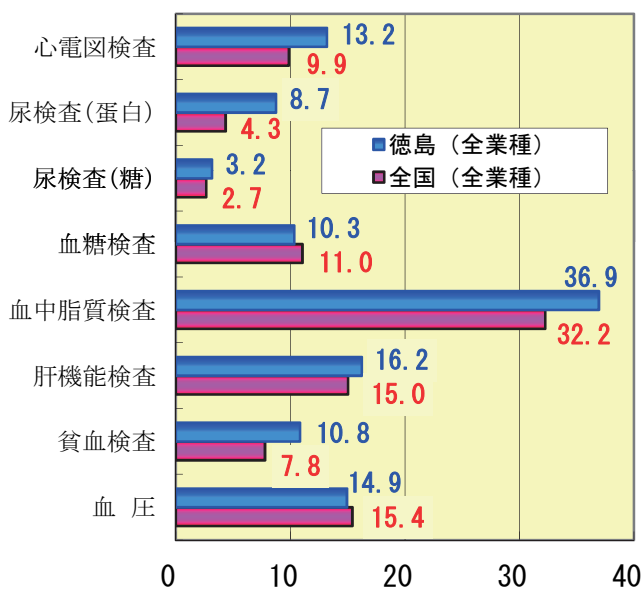
平成28年健康診断項目別有所見率の状況

項目	業種	全国の有所見率	徳島県の有所見率 (%)				
			全業種	製造業	建設業	運輸交通	商業
聴力 (1000Hz)		3.6	3.8	3.1	7.4	5.8	6.1
聴力 (4000Hz)		7.4	6.9	7.0	15.5	13.9	7.5
胸部X線検査		4.2	4.5	3.6	7.4	4.3	4.2
血圧		15.4	14.9	12.7	23.9	25.1	22.5
貧血検査		7.8	10.8	11.6	9.6	10.2	14.1
肝機能検査		15.0	16.2	17.2	29.4	23.7	16.5
血中脂質検査		32.2	36.9	39.8	45.6	44.1	38.2
血糖検査		11.0	10.3	10.3	11.5	15.1	10.6
尿検査 (糖)		2.7	3.2	2.8	4.6	5.8	2.6
尿検査 (蛋白)		4.3	8.7	10.2	9.9	10.9	5.3
心電図検査		9.9	13.2	15.3	14.5	12.3	11.7
所見のあった者		53.8	56.3	55.4	73.8	70.3	62.3

定期健康診断結果報告に基づく有所見率の推移

年別	区分	有所見率 (%)	
		全国	徳島県
第10次防	15年	47.3	48.6
	16年	47.6	53.4
	17年	48.4	53.6
	18年	49.1	51.7
	19年	49.9	52.3
第11次防	20年	51.3	55.7
	21年	52.3	55.7
	22年	52.5	56.1
	23年	52.7	55.5
第12次防	24年	52.7	55.5
	25年	53.0	57.2
	26年	53.2	55.1
	27年	53.6	54.8
	28年	53.8	56.3

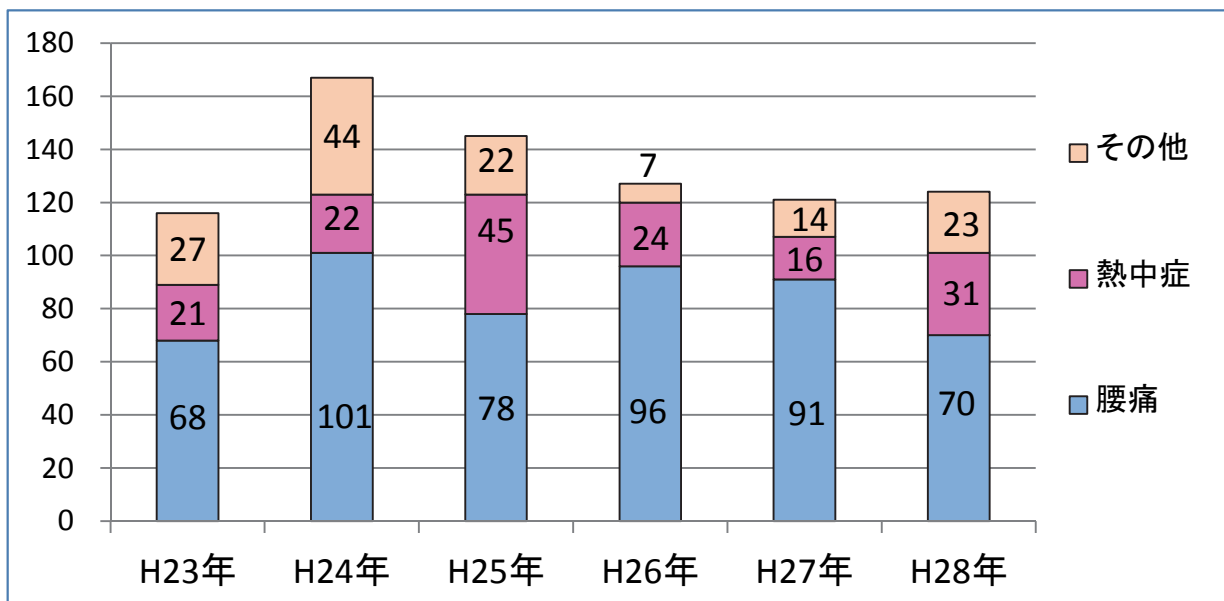
健診項目別有所見率 (%)



(2) 業務上疾病発生状況 (平成23年～平成28年)

疾病別		年度等		平成 23年	平成 24年	平成 25年	平成 26年	平成 27年	平成 28年
(1)負傷に起因する疾病				71 (68)	105 (101)	82 (78)	99 (96)	91 (91)	71 (70)
物理的 疾病 因子 による	(2)有害光線による疾病								
	(3)電離放射線による疾病								
	(4)異常気圧下における疾病								
	(5)異常温度条件による疾病			21	22	45	24	16	32
	(6)騒音による耳の疾病			4	3	3	1	2	6
	(7)(2)～(6)以外の原因による疾病								
	作業 様態 による	(8)重激業務による運動器疾患と内臓脱						1	
(9)負傷によらない業務上の腰痛									
(10)振動障害				6	5	5	1	3	5
(11)手指前腕の障害及び顎肩腕症候群				1	4	3		2	2
(12)(8)～(11)以外の作業様態に起因する疾病									
(13)酸素欠乏症									
(14)化学物質による疾病(がんを除く)			3	3	1	1	1	2	
(15)じん肺及びじん肺合併症			3	3				1	
(16)病原体による疾病				4					
がん	(17)電離放射線によるがん								
	(18)化学物質によるがん				1	4			1
	(19)(17)、(18)以外の原因によるがん							1	
(20)過重労働による脳心							3	2	
(21)精神障害							1	2	
(22)その他の業務によることの明らかな疾病			7	17	2		1		
合 計				116 (68)	167 (101)	145 (78)	127 (96)	121 (91)	124 (70)

※ 数値は、労災給付件数を計上したもの。 ※ ( )内は腰痛で内数表示。

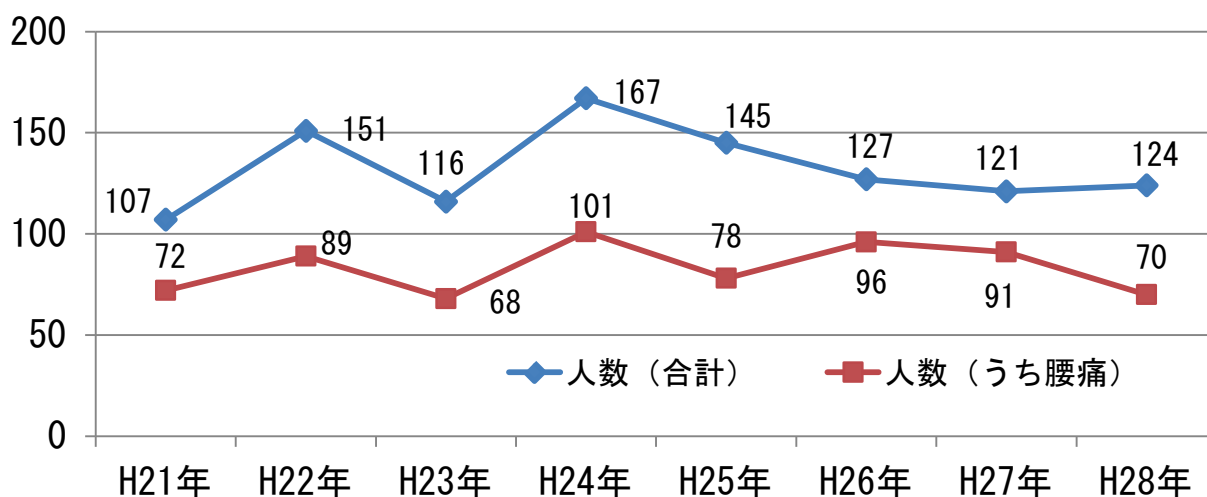


### (3) 徳島県の業務上疾病（腰痛）発生状況

#### 1 徳島労働局管内の業務上疾病（災害性腰痛を含む）の発生状況について

平成21年から平成28年まで、徳島労働局管内の各労働基準監督署に請求された労災給付件数に基づき、集計した結果は、図1「業務上疾病の発生状況（徳島県）」のとおりで、業務上疾病の発生は高止まり傾向を示しています。

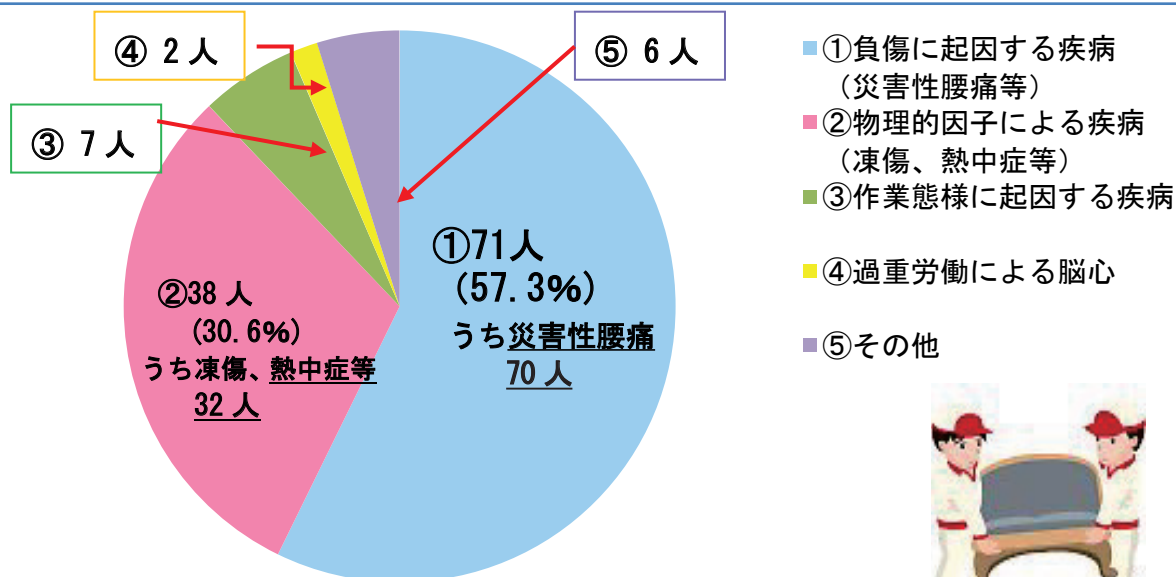
図1 業務上疾病の発生状況（徳島県）（平成21年～平成28年）



#### 2 災害性腰痛等の発生状況について

図2「平成28年疾病分類別業務上疾病の発生状況（徳島県）」のとおり、平成28年は、業務上疾病（124人）のうち、71人（57.3%）が「負傷に起因する疾病」となっており、その内70人が災害性腰痛（いわゆるぎっくり腰）を発症しています。

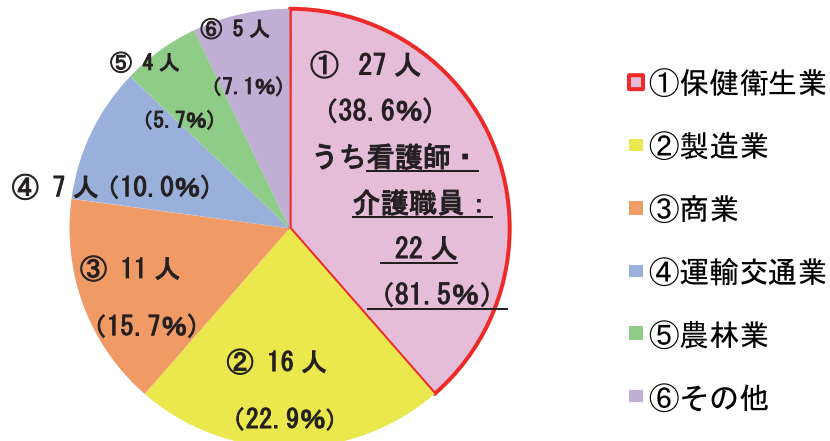
図2 平成28年 疾病分類別業務上疾病の発生状況（徳島県）



### 3 災害性腰痛の発生状況（業種別）について

図3「平成28年 災害性腰痛の発生状況（徳島県）」のとおり、70人の内訳は、保健衛生業（社会福祉施設を含む）で27人（38.6%）、製造業で16人（22.9%）、商業で11人（15.7%）、運輸交通業で7人（10.0%）、農林業で4人（5.7%）、その他で5人（7.1%）が災害性腰痛を発症しています。特に、保健衛生業（社会福祉施設を含む）においては、27人のうち、22人（81.5%）が、看護師・介護職員となっています。

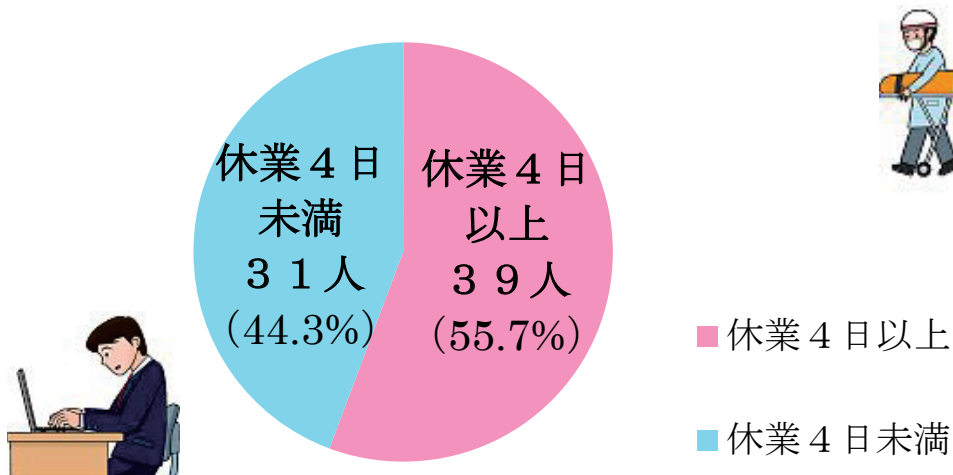
図3 平成28年 災害性腰痛の発生状況（徳島県）



### 4 災害性腰痛の発生状況（休業4日以上）について

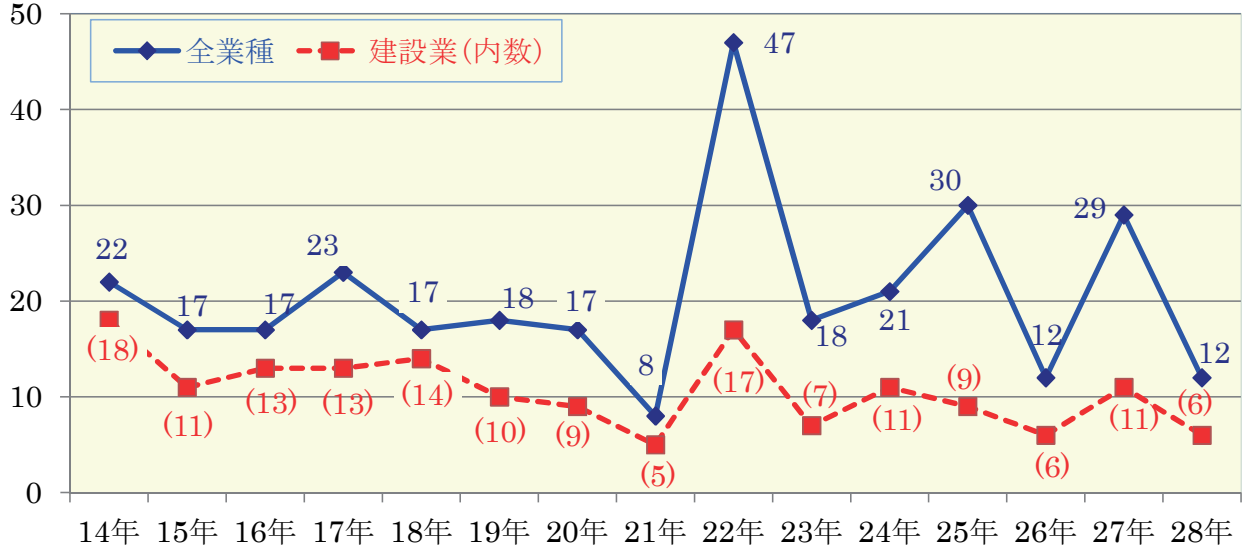
図4「平成28年 労働者死傷病報告書（災害性腰痛）の届出状況（徳島県）」のとおり、労災給付件数に基づく災害性腰痛70人のうち、39人（55.7%）が休業4日以上となっています。

図4 平成28年 労働者死傷病報告書（災害性腰痛）の届出状況（徳島県）

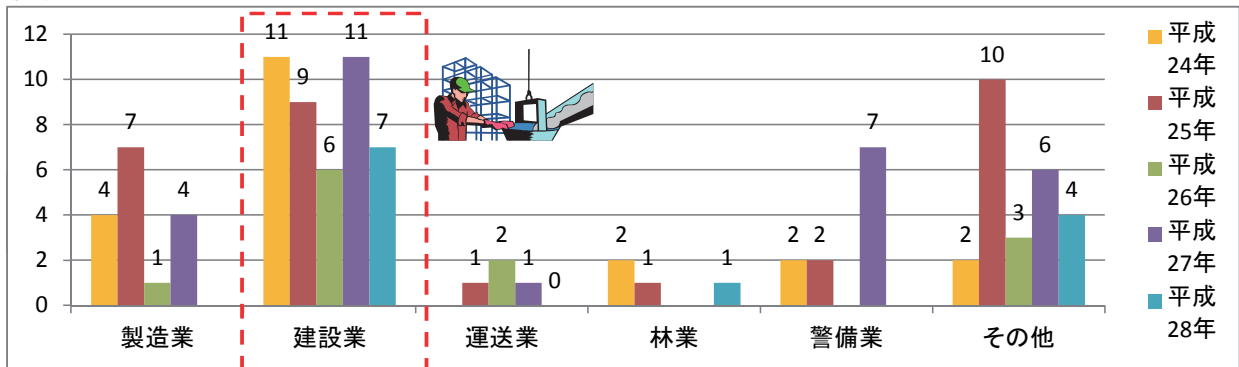


#### (4) 熱中症による死亡災害の発生状況(全国)

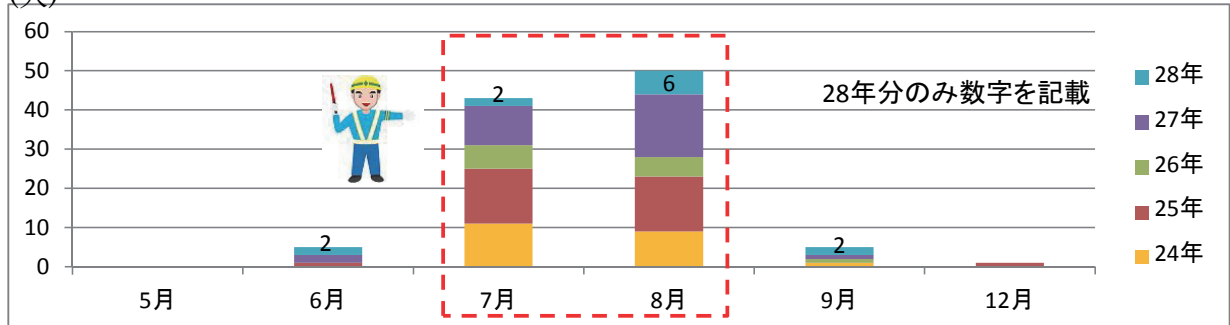
(%) ① 熱中症による死亡者数の推移(平成13～28年)



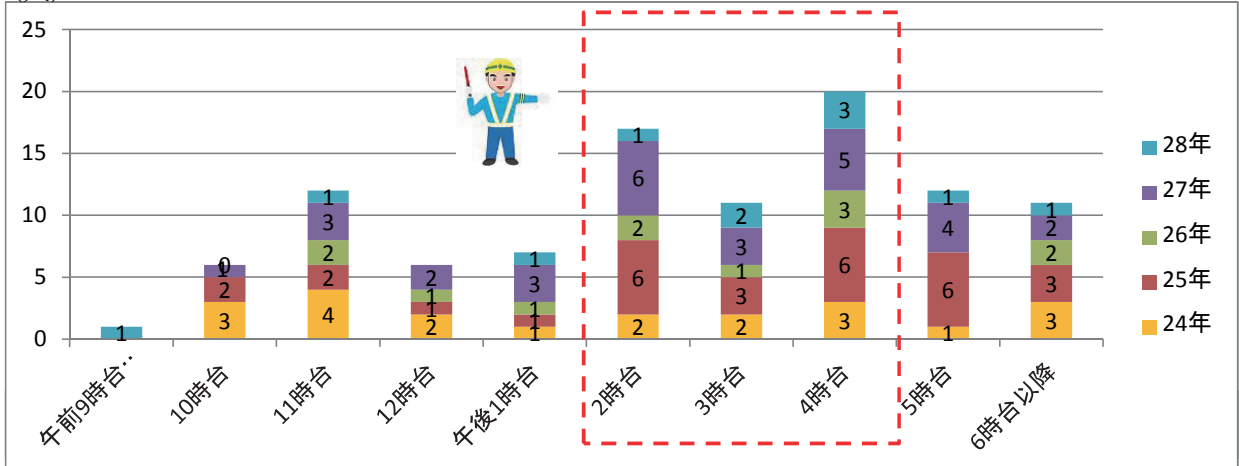
(人) ② 業種別死亡者数の推移(平成23～28年)



(人) ③ 月別発生状況(平成23～28年)



(人) ④ 時間帯別発生状況(平成23～28年)

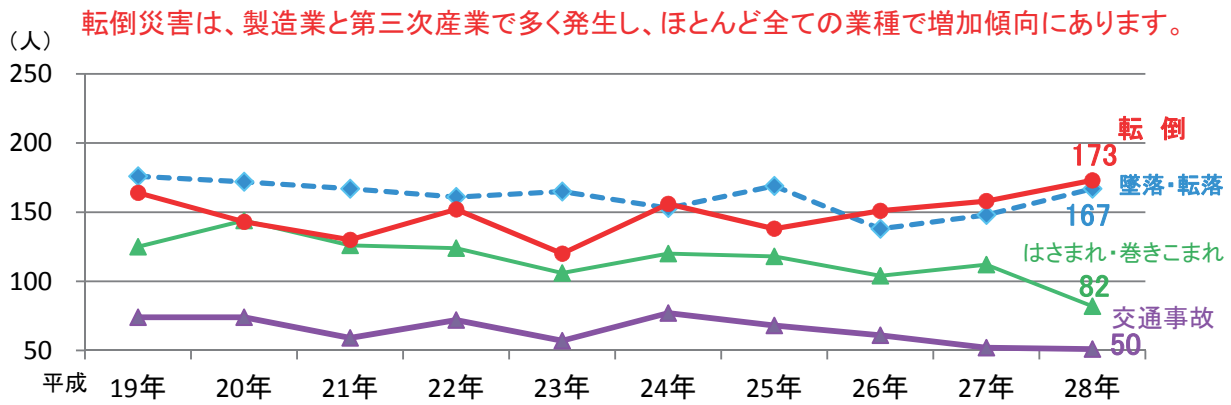


# 4 安全衛生関係資料

## (1) 「STOP! 転倒災害 プロジェクト」実施中

### 職場での転倒事故を減らしましょう!

仕事での転倒事故で4日以上の休業を要した方は、全国で年間約27,000人に上り、事故の型で最も多くなっています。徳島でも、毎年150人前後で推移し、平成28年は173人、労働災害全体のおよそ2割を占めています。特に高齢者が転倒した場合は重症化する割合が高く、労働者の高齢化が進む管内事情から、喫緊の課題と言えます。リスクアセスメントの手法を用い、転倒災害防止対策に取り組み、貴重な労働力を転倒事故から守りましょう。



## 転倒災害の種類と主な原因

転倒災害は大きく3種類に分けられます。あなたの職場にも、このような危険はありませんか？

### 滑り

**【主な原因】**

- 床が滑りやすい素材である
- 床に水や油が飛散している
- ビニールや紙など、滑りやすい異物が床に落ちている
- 通路に溜まった水が凍っている

### つまずき

**【主な原因】**

- 床の凹凸や段差がある
- 床に放置された荷物や商品がある
- 台車、パレットなどの機器類や工具などが通路に出ている

### 踏み外し

**【主な原因】**

- 大きな荷物を抱えるなど、足元が見えない状態での作業がある
- 照度不足で段差が見つからない箇所がある

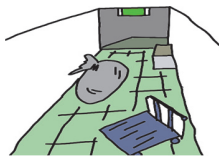
# 転倒災害防止対策のポイント

転倒災害防止対策により安心して作業が行えるようになり、作業効率が上がります。  
できることから少しずつ、確実に取り組みましょう。

## 設備管理面の対策

[4S(整理・整頓・清掃・清潔)]

- ◆ 歩行場所に物を放置しない
- ◆ 床面の汚れ(水、油、粉等)を取り除く
- ◆ 床面の凹凸、段差等の解消



## 転倒しにくい作業方法

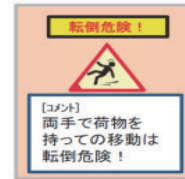
[あせらない 急ぐ時ほど 落ち着いて]

- ◆ 時間に余裕を持って行動
- ◆ 滑りやすい場所では小さな歩幅で歩行
- ◆ 足元が見えにくい状態で作業しない



## その他の対策

- ◆ 作業に適した靴の着用
- ◆ 職場の危険マップの作成による危険情報の共有
- ◆ 転倒危険場所にステッカー等で注意喚起



## 【コラム】正しい靴の選び方

- ◆ 靴は、自分の足に合ったサイズのものを使いましょう。
- ◆ 小さすぎる靴は足指が動かしにくく、バランスを崩したときに足の踏ん張りがきかなくなります。
- ◆ 大きすぎる靴は、歩行のたびに足が前後斜めに動いて、靴のつま先やかかとが、足の動きに追従できなくなります。

以下のポイントにも注意して、作業に合った靴を選びましょう。

### 靴の屈曲性

靴の屈曲性が悪いと、足に負担がかかるだけでなく、擦り足になりやすく、つまずきの原因となります。



### 靴の重量

靴が重くなると、足が上がりにくくなるため、擦り足になりやすく、つまずきの原因となります。靴が重く感じられる重量には個人差がありますが、短靴では900g/足以下のものをお勧めします。

### 靴の重量バランス

靴の重量がつま先部に偏っていると、歩行時につま先部が上がりにくく(トゥダウン)、無意識のうちに擦り足になりやすく、つまずきを生じやすくなります。



### つま先部の高さ

つま先部の高さ(トゥスプリング)が低いと、ちょっとした段差につまずきやすくなります。高齢労働者ほど擦り足で歩行する傾向があるため、よりつまずきやすくなります。



### 靴底と床の耐滑性のバランス

滑りやすい床には滑りにくい靴底が有効ですが、滑りにくい床に滑りにくい靴底では、摩擦が強くなりすぎて歩行時につまずく場合があります。靴底の耐滑性は、職場の床の滑りやすさの程度に応じたものとする必要があるため、靴はできるだけ履いてみてから選定することをお勧めします。



## あなたの職場の転倒リスクをチェックしてみよう

### 転倒災害防止のためのチェックシート 冬季以外バージョン

チェック項目	<input checked="" type="checkbox"/>
1 身の回りの整理・整頓を行っていますか 通路、階段、出口に物を放置していませんか	<input type="checkbox"/>
2 床の水たまりや水、油、粉類などは放置せず、 その都度取り除いていますか	<input type="checkbox"/>
3 安全に移動できるように十分な明るさ(照度)が確保されていますか	<input type="checkbox"/>
4 時間に追われて、あわてて作業を行っていますか	<input type="checkbox"/>
5 荷物を持ちすぎて足元が見えないことはありませんか	<input type="checkbox"/>
6 ポケットに手を入れながら、人と話しながら、携帯電話を使いながら歩いていますか	<input type="checkbox"/>
7 作業靴は、作業に合ったちょうど良いサイズのものを選んでいませんか	<input type="checkbox"/>
8 ヒヤリハット情報を活用して転倒しやすい場所の危険マップを作成し、 周知していますか	<input type="checkbox"/>
9 段差のある箇所や、滑りやすい場所などに 注意を促す標識をつけていますか	<input type="checkbox"/>
10 ストレッチ体操や転倒予防のための運動を取り入れていますか	<input type="checkbox"/>

### 転倒災害防止のためのチェックシート 冬季バージョン

チェック項目	<input checked="" type="checkbox"/>
1 身の回りの整理・整頓を行っていますか 通路、階段、出口に物を放置していませんか	<input type="checkbox"/>
2 床の水たまりや水、油、粉類などは放置せず、 その都度取り除いていますか	<input type="checkbox"/>
3 段差のある箇所や滑りやすい場所などに 注意を促す標識をつけていますか	<input type="checkbox"/>
4 安全に移動できるように十分な明るさ(照度)が確保されていますか	<input type="checkbox"/>
5 ヒヤリハット情報を活用して転倒しやすい 場所の危険マップを作成し、周知していますか	<input type="checkbox"/>
6 職場巡視を行い、通路、階段などの状況をチェックしていますか	<input type="checkbox"/>
7 荷物を持ちすぎて足元が見えないことはありませんか	<input type="checkbox"/>
8 ポケットに手を入れながら、人と話しながら、 携帯電話を使いながら歩いていますか	<input type="checkbox"/>
9 作業靴は、滑りにくさを考えて選んでいますか	<input type="checkbox"/>
10 ストレッチ体操や転倒予防のための運動を取り入れていますか	<input type="checkbox"/>

チェックの結果はいかがでしたか？問題のあったポイントが改善されれば、きっと作業効率も上がって働きやすい職場になります。  
どのように改善するか、「安全委員会」などで、全員でアイデアを出しましょう！

## (2) 徳島第12次労働災害防止推進計画のポイント

「労働災害防止計画」とは、労働災害を減少させるために、国が重点的に取り組む事項を定めた中期計画です（5年毎に厚生労働大臣が策定）。現在推進中の「第12次計画」は、**平成25年度～29年度の5年間**を計画期間としています。

この期間について徳島労働局が定めた計画が「徳島第12次労働災害防止推進計画」です。

### 現状と課題

労働災害による被災者数（平成24年）

- 死亡者数： 10人（第11次計画の計画目標8人以下）
- 死傷者数： 834人（休業4日以上労働災害。第11次計画の計画目標770人以下）

- 労働災害は長期的には減少しているが、**第三次産業では増加**（社会福祉施設は1.5倍増）
- 死亡災害では、依然、**建設業・製造業**で占める割合が高い

### 計画の目標

- ◆ 労働災害による死亡者の数を **15%以上減少**
- ◆ 労働災害による死傷者の数を **15%以上減少**  
（\*平成24年比）

【業種別の休業4日以上死傷者数の推移】（単位：人）

業種	平成19年	平成24年	労働災害増減率	目標値平成29年
建設業	209	150	-28.2%	127
製造業	259	197	-23.9%	167
第三次産業	277	326	+17.0%	278
小売業	73	76	+4.1%	60
社会福祉施設	23	35	+52.2%	30
道路貨物運送事業	91	76	-16.5%	68
全業種合計	907	834	-8.0%	708

（労働者死傷病報告による統計）

### ポイント① 重点対策ごとに数値目標を設定

本計画では、労働災害全体の減少目標に加えて、重点対策ごとに数値目標を設定し、達成状況を踏まえて対策を展開（目標の例）

重点業種ごとの数値目標（小売業20%減など）

重点疾病ごとの数値目標（メタル対策取組率80%以上など）

### ポイント② 死亡災害に対し重点を絞った取組を実施

依然として死亡災害の多数を占める建設業、製造業に対し、「墜落・転落災害」「機械によるはさまれ・巻き込まれ災害」に重点を当てた取組

### ポイント③ 第三次産業を重点業種に位置づけ

徳島県内でも第三次産業の労働災害が増加し、全体に占める割合が高まっているため、焦点を当て、特に災害の多い「小売業」「社会福祉施設」に対する集中的取組を実施

## ①労働災害、業務上疾病発生状況の変化に合わせた対策の重点化

### 建設業対策

- 足場、はしご、屋根等様々な場所からの墜落・転落災害対策を推進
- 関係請負人まで安全衛生経費が確実に渡るよう発注者に要請

### 製造業対策

- 機械設備の本質安全化（機械そのものを安全にすること）により、機械によるはさまれ・巻き込まれ災害の防止

### 林業対策

- かかり木処理による激突され災害の防止など作業現場の安全化及び作業方法の安全化を推進

### 第三次産業対策

#### 【重点業種目標】

- 小売業 死傷者数を20%以上減少
- 社会福祉 死傷者数を15%以上減少

- 小売業等の実態に即した安全衛生管理体制の構築
- 小売業の大規模店舗・多店舗展開企業を重点として労働災害防止意識を向上、バックヤードを中心として作業場を安全化
- 介護施設における腰痛、転倒防止対策を推進
- 交通労働災害の防止対策を推進

### 道路貨物運送事業対策

#### 【重点業種目標】

- 死傷者数を10%以上減少

- トラック運転者に対する安全衛生教育の強化
- 作業場の安全化が図られるよう発荷主及び着荷主に要請
- 荷役作業中の労働災害防止対策の普及

## 【健康確保・職業性疾病対策】

### メンタルヘルス対策

- 【目標】 対策に取り組んでいる事業場の割合を80%以上

- メンタルヘルス不調を予防するためのセルフケア等の取組を促進
- ストレスチェック等の取組を推進
- 取り組み方が分からない事業場への支援

### 過重労働対策

#### 「STOP！転倒災害プロジェクト」

- 健康診断の実施と事後措置などの健康管理を徹底
- 休日・休暇の付与・取得を促進
- 時間外労働の限度基準の遵守を図り、時間外労働削減を推進

### 化学物質等対策

#### リスクアセスメント実施の義務化

- 化学物質に係る作業環境管理、作業管理の対策の徹底
- 化学物質に係る危険有害情報の活用の促進
- リスクアセスメントを促進

### 腰痛・熱中症対策

#### 【目標】

- 腰痛 死傷者数を10%以上減少
- 熱中症 5年間合計の熱中症による死傷者数を20%以上減少

- 介護施設、小売業、陸上貨物運送事業を重点に腰痛予防教育を強化
- 地方自治体と連携し、腰痛健康診断の普及、腰痛を起こさない移動・移乗介助法の指導などにより腰痛予防手法を普及
- 熱中症による健康への影響についての理解を図り、予防の必要性を周知啓発

### 受動喫煙防止対策

- 受動喫煙の健康への有害性に関する教育啓発の実施
- 事業者に対する効果的な支援の実施
- 職場での禁煙・空間分煙・その他の措置を促進

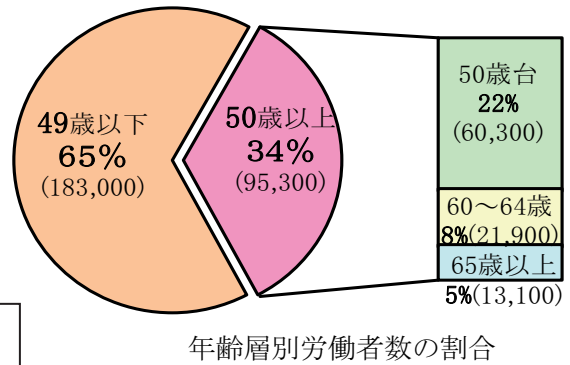
## ②労働災害防止団体、業界団体、産業保健機関との連携

- 労働災害防止団体に対する労働行政からの支援と連携
- 第三次産業対策など業界と協動的に取組を進めるための業界団体との連携
- メンタルヘルス対策を含めた産業保健機関との連携

### (3) 高齢労働者の安全対策

徳島県における労働者の高齢化は、全国平均より先行しており、就業構造基本調査\*によると、労働人口に占める高齢労働者率は、全就業者 278,300 人の内、50 歳以上の就業者数は 95,300 人と、34.2%を占めており、全国の平均占有比 3 割を 4.2 ポイント上回っています。

※ 総理府統計局「就業構造基本調査（平成 24 年）  
役員を除く徳島県の雇用者数より」引用



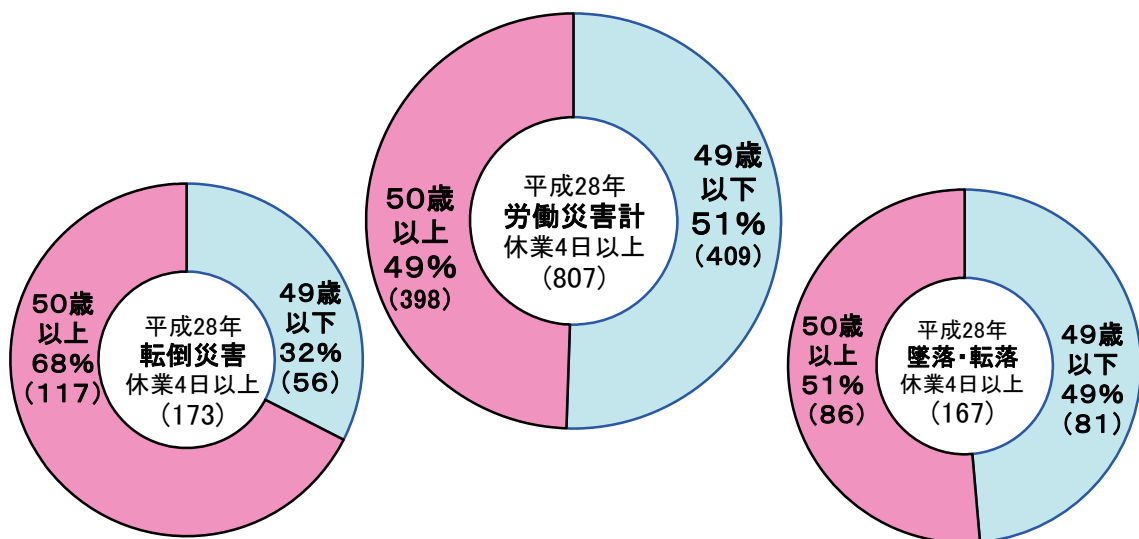
また、平成 28 年の 50 歳以上の労働災害発生状況は、下図のとおり全体の 49.3%を占め、転倒、墜落・転落災害に占める割合が大きく、特に転倒災害に於いては、全体の約 7 割を高年齢者が占めており、脚力、バランス能力、歩行能力の低下など、加齢に伴う心身機能の低下が労働災害の発生要因の 1 つになっていると考えられます。このように全産業で高齢化の進む徳島においては、職場における高年齢労働者の労働災害防止対策は、喫緊の課題であると言えます。段差の解消や手すり設置、照度確保、目立つ掲示・カラーリングによる視認性の向上など、高齢労働者に配慮した作業改善マニュアル作成、基礎疾患を持つ労働者に対する日常的作業管理、また、労働災害につながるような状態のまま作業に従事することの無いよう注意喚起する必要があります。

【労働者の年齢区分別労働災害発生状況（平成 28 年）】

		～29歳	30歳台	40歳台	50歳台	60歳～	50歳～
徳島県	死傷者数	112	107	190	170	228	398
	全体比(%)	(13.9%)	(13.3%)	(23.5%)	(21.1%)	(28.3%)	(49.3%)
全国	死傷者数	17,133	18,166	26,403	27,603	28,605	56,208
	全体比(%)	(14.5%)	(10.4%)	(22.4%)	(23.4%)	(24.3%)	(47.7%)

(労働者死傷病報告書による統計/休業4日以上)

【徳島県の事故の型別年齢層別労働災害発生状況（平成 28 年）】



## 配慮すべき安全対策

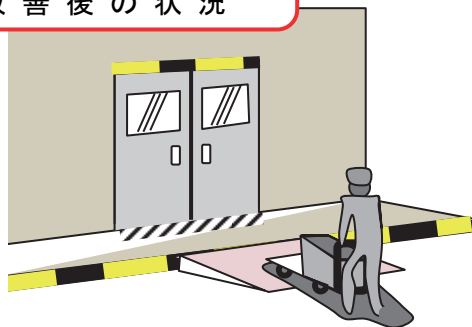
職場の安全対策は、高齢労働者のみを視野に入れるのではなく、女性労働者、若年労働者、加療中労働者などにも配慮した環境づくりに取り組むことで、すべての労働者に対して有効であるとの認識のもとに、具体的な対策を実施する必要があります。

厚生労働省HP「高齢労働者に配慮した職場改善マニュアル～チェックリストと職場改善事項～」には、職場の管理・監督者が自らの職場の状況についてチェックするためのチェックリストや、高齢労働者に配慮した職場改善事項が示されています。

### 改善前の状況



### 改善後の状況



- ◆台車で資材を搬入する際、段差があり手持ちで運ばなければならず、足腰に負担がかかった。
- ◆段差につまずき転倒するおそれがあった。
- ◆長尺ものを運ぶ際、開口高さ不足で資材ぶつかり転倒のおそれがあった。
- ◆外開きドアが開きぶつかるおそれがあった。

- ◆段差部分にスロープを設置して台車ごと搬入できるよう改善し、体の負担を減らすとともに、段差の側面を目立つ色で塗装して、視認性を向上させた。
- ◆ドアの鴨居を目立つ色で塗装し、視認性を向上させた。
- ◆開口部床面のドアの稼働域を塗装し、ドア開閉時の注意喚起について、視認性を向上させた。

## 高齢労働者の課題

- ◆ 身体機能の低下（筋力、視力、視野、聴力、俊敏性、作業速度、平衡感覚、持久力 など）  
【対策】 段差の低減、滑り止め・手すりの設置、照度確保、見やすい掲示物の工夫、警報音プラス視覚の伝達方法、重量物の軽減・補助具の導入、作業の複数人化、移動物の速度調整、不安定な作業方法の改善、表示物の拡大 など
- ◆ 対応力の低下（集中力、記憶力、新知識・新ルールを理解力・順応性）  
【対策】 作業内容の明確化、配置換え、新ルール等社内教育の充実、経験に配慮した配置、業手順等の繰り返し教育、社内巡視による遵守状況の確認、時間配分の見直しなど
- ◆ 作業速度への対応  
【対策】 社内全体の設定の見直し、手順・ルールの見直し、改善後の実態確認、ひやり・はっと事例の集約 など
- ◆ その他
  - ・若年者とのコミュニケーションの工夫、ベテラン作業者のノウハウの蓄積・伝承 など

## (4) 交通労働災害防止対策の推進について

【 ガイドラインの主要な項目 】

(平成 25 年 5 月 28 日付け基発第 0528 第 2 号)

### 1 睡眠時間の確保に配慮した適正な労働時間等の管理及び走行管理等

#### (1) 適正な労働時間の管理及び走行管理

ア 十分な睡眠時間等の確保に配慮した労働時間等の管理及び走行管理の実施。

イ 走行開始・終了地点と自宅の間の移動に要する時間等の状況を考慮し、十分な睡眠時間の確保に必要な場合、より短い拘束時間の設定・宿泊施設の確保等の必要な措置の実施。

ウ 高速乗合バス、貸切バス事業者については、運転者の過労運転を防止するため、国土交通省が定めた交代運転者の配置基準を守る。

#### (2) 走行計画の記載内容の充実

- [1] 運転者の拘束時間、運転時間及び休憩時間
- [2] 運行に際して注意を要する箇所的位置
- [3] 荷役作業の有無と所要時間等を記載

調査結果によると走行計画に休憩時間の定めをした場合には、交通労働災害等が発生しにくくなります。

#### (3) 睡眠時間に配慮した点呼等の強化

ア 点呼等で、疾病、疲労、飲酒その他の有無について報告を求め、結果を記録。

イ 運転前日の拘束時間が 13 時間を超える場合、労働者の睡眠時間の状況を確認。

#### (4) 点呼等の結果に基づく措置の強化

ア 著しい睡眠不足、体調不調等正常な運転困難者を運転業務に就かせない等必要な措置の実施。

イ 1 週間の連続拘束時間が 13 時間超等の者に対し、必要な休憩時間の確保等の措置を実施。

#### (5) 早朝時間帯の事故の防止

走行計画の作成にあたっては、早朝時間帯の走行を可能な限り避けること・走行する場合の十分な休憩時間、仮眠時間の確保等交通労働災害防止のために必要な措置の実施に努める。

#### (6) 荷役作業を行わせる場合の措置の実施

ア 事前に荷役作業の有無・運搬物の重量等を確認し、運転者の疲労防止に配慮した十分な休憩時間の確保。

イ 荷役作業の身体負荷を減少させるための適切な荷役用具・設備の備付け等の実施。

調査結果によると

- ◆勤務間の休息期間が 8 時間未満
- ◆拘束時間が 13 時間超
- ◆運転業務時間が 9 時間以上の場合に、交通労働災害等が発生しやすくなっています。



調査結果によると  
普段の睡眠時間が 5 時間未満、勤務前 24 時間の総睡眠時間が 5 時間以下である場合に、交通労働災害等が発生しやすくなる。



## 2 交通労働災害防止のための教育内容の充実

### (1) 労働災害防止のための基礎知識の教育

- ア 改善基準告示等の遵守
- イ 睡眠時間確保の必要性
- ウ 飲酒による運転への影響
- エ 睡眠時無呼吸症候群の治療
- オ 体調の維持等に関する事項



### (2) 個別運転記録等を活用した教育

- ア デジタルタコグラフ
- イ ドライブレコーダー記録等から判明した運転手ごとに安全走行に必要とされる事項

## 3 荷主・元請事業者による配慮等の新設

荷主及び運送業の元請による交通労働災害防止に考慮した適切かつ安全な運行の確保のため必要な事項について、運送業者と協働して取り組む。

- (1) 荷主側の都合による急な貨物の増量による過積載運行の防止のため、運送業者に協力。
- (2) 到着時間の遅延が見込まれる場合の到着時間再設定等の実施、不当不利益な取扱を行わない。
- (3) 改善基準告示に違反し安全運行が確保できない可能性が高い発注を行わないようにすること。
- (4) 積込・荷卸し作業の遅延により予定時間に出発できない場合の到着時間の再設定等。



## 4 安全衛生管理体制の充実

- (1) 組織的・継続的な労働安全衛生管理の実施のため、交通労働災害防止の観点を含めた安全衛生方針の表明、安全衛生目標の設定、安全衛生計画の作成、実施、評価及び改善を実施。
- (2) 長時間にわたる時間外・休日労働を行った運転者に対する面接指導に関する規定を追加。

調査結果によると安全に対する組織の関与が低い場合に、「交通労働災害」等が発生しやすくなる。



## (5) 足場からの墜落防止対策強化

### (労働安全衛生規則の一部を改正する省令の概要)

#### (1) 足場の組立て等の作業に係る業務の特別教育

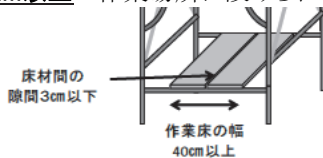
平成27年7月以降における「足場の組立て等の作業に係る業務(地上又は堅固な床上での補助業務を除く。)」は、**特別教育**の対象です。ただし、足場組立等作業主任者技能講習修了者など全科目省略可能となる者、平成27年7月1日時点で足場の組立て等作業に従事している者に対する一部免除等の経過措置があります。

#### (2) 足場の作業床に係る墜落防止措置の充実

##### <平成27年7月1日に設置されていたもの>

足場における高さ2m以上の作業場所に設けられる作業床の要件

- ① 幅は40cm以上、  
床材間の隙間は3cm以下

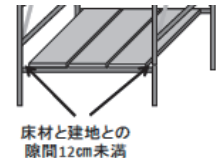


- ② 足場からの手すり等の墜落防止設備について、作業の性質上これらの設備を設けることが著しく困難な場合や作業の必要上臨時にこれらの設備を取り外す場合において、**一定の要件を満たしたときは、これらの設備を設けないことや取り外すことができる。**

##### <平成27年7月1日以降に設置されたもの>

足場における高さ2m以上の作業場所に設けられる作業床の要件

- ① 左枠内の①に加えて、  
床材と建地との隙間は12cm未満とすることとされました。



- ※ 一定の場合には、床材と建地との隙間が12cm以上の箇所に防網を張る等の墜落防止措置で代替可能。
- ② 左枠内の②の一定の要件として、**当該箇所への関係労働者以外の者の立入りを禁止することとされました。**
- ③ 作業の必要上臨時に墜落防止設備を取り外したときは、**当該作業が終了した後、直ちに取り外した設備を元の状態に戻さなければならないこととされました。**
- ④ 上記②及び③については、「架設通路及び作業構台」についても同様の措置が追加されました。

#### (3) 足場の組立て等の作業に係る墜落防止措置の充実

##### <平成27年7月1日に設置されていたもの>

吊り足場、張出し足場又は高さが5m以上の構造の足場の組立て、解体又は変更の作業について、事業者は、墜落防止措置等(※)を講じなければならない。

※ 事業者が講じなければならない墜落防止措置等

- イ 組立て等の時期等を作業に従事する労働者に周知させること
- ロ 組立て等の作業を行う区域内の関係労働者以外の労働者の立入りを禁止すること
- ハ 悪天候のため、作業の実施について危険が予想されるときは、作業を禁止すること
- ニ **足場材の緊結等の作業**にあつては、**幅20cm以上の足場板を設け、労働者に安全帯を使用させる**等労働者の墜落による危険を防止するための措置を講ずること
- ホ 材料等を上げ、又はおろすときは、つり網等を労働者に使用させること

##### <平成27年7月1日以降に設置されたもの>

左枠内の墜落防止措置等について、

- ① 対象を高さ2m以上の構造の足場まで拡大されました。
- ② **足場材の緊結等の作業**を行うときは、次の措置を講ずる必要があります。

イ **幅40cm以上の作業床を設けること。**

※ ただし、作業床を設けることが困難なときを除く。

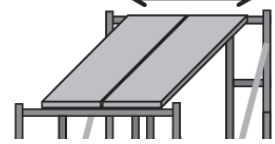
<旧規制>

足場板の幅  
20cm以上



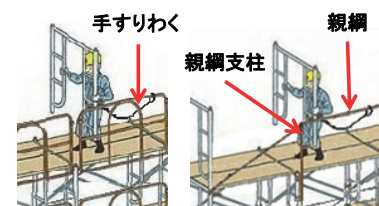
<新規制>

作業床の幅  
40cm以上



- ロ **安全帯取付け設備等の設置及び安全帯を使用させる措置を講ずること。**

※ ただし、これらの措置と同等以上の効果を有する措置を講じたときを除く。



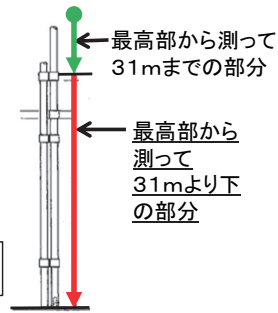
(安全帯取付け設備の例)



(4) 鋼管足場に係る規定の見直し

<平成27年7月1日に設置されていたもの>

規格に適合する鋼管足場のうち単管足場について、**建地の最高部から測って31mを超える部分の建地は鋼管を2本組とすること。**



<平成27年7月1日以降に設置されたもの>

**建地の下端に作用する設計荷重<sup>※1</sup>が、最大使用荷重<sup>※2</sup>を超えないときは、鋼管を2本組とすることを要しないものとする。**

- ※<sup>1</sup> 設計過重  
足場の重量に相当する荷重に、作業床の最大積載重量を加えた荷重をいいます。
- ※<sup>2</sup> 最大使用荷重  
当該建地の破壊に至る荷重の2分の1以下の荷重をいいます。

(5) 注文者の点検義務の充実

<平成27年7月1日に設置されていたもの>

**特定事業の仕事を行く注文者が、請負人の労働者に足場又は作業構台を使用させる場合**であって、**強風等の悪天候、中震以上の地震の後**においては、**足場又は作業構台における作業を開始する前に**、当該足場の状態等について**点検し、危険のおそれがあるときは、速やかに修理すること。**

<平成27年7月1日以降に設置されたもの>

**足場又は作業構台の組立て、一部解体又は変更の後**においても、**足場又は作業構台における作業を開始する前に**、当該足場の状態等について**点検し、危険のおそれがあるときは、速やかに修理すること。**

足場からの墜落防止対策の強化に係る経過措置について

(平成27年7月1日施行)

経過措置

(1) 特別教育に関する経過措置

改正省令の施行日(平成27年7月1日)時点で、現に「足場の組立て等の作業に係る業務(地上又は堅固な床上での補助業務を除く。)」に従事している<sup>※1</sup>者は、平成29年6月30日までの間は特別教育を要しません。また、改正後の足場組立て等の業務に係る特別教育の科目に応じ、省略基準があります。

全科目省略	・足場の組立等作業主任者技能講習修了者、・建築施工系とび科の訓練(普通職業訓練)修了者、 ・居住システム系建築科又は住居システム系環境科の訓練(高度職業訓練)修了者、・とびに係る1級又は2級技能検定合格者、・とび科の職業訓練指導員免許を受けた者、・法適用日前に改正後の特別教育の全部の科目を受けた者(※一部の科目を受講した者は当該受講科目を省略)
経過措置に基づく短縮時間	・適用日(平成27年7月1日)時点で、現に足場の組立て、解体又は変更の作業に係る業務(地上又は堅固な床上における補助業務の業務を除く。)に従事している者は、次の科目・時間とすることができる。 (1) 足場及び作業の方法に関する知識 1時間30分、(2) 工事用設備、機械、器具、作業環境等に関する知識 15分、(3) 労働災害の防止に関する知識 45分、(4) 関係法令 30分

※1 「現に従事している」とは、当該業務に就いていることをいい、施行日時点で、建設工事の現場等において、現に当該業務を行っていることまでを求める趣旨ではない。

(2) 足場の作業床に関する経過措置

はり間方向における建地の内法幅が64cm未満の足場の作業床であって、床材と腕木との緊結部が特定の位置に固定される構造のものについては、改正省令の施行(平成27年7月1日)の際現に存する鋼管足場用の部材が用いられている場合<sup>※2</sup>に限り、第563条第1項第2号ハ「床材と建地との隙間は、12cm未満とすること」の規定は、適用しない<sup>※3</sup>。

※2 床材及び腕木の両方に現に存する鋼管足場用の部材が用いられている場合。

※3 足場の一部の作業床が本経過措置に該当する場合は、当該作業床に限り第563条第1項第2号ハを適用しない。

## (6) 「ロープ高所作業」での危険防止

平成28年1月1日施行（特別教育は、平成28年7月1日施行）

作業床の設置が義務づけられた高所（高さ2メートル以上）行う作業のうち、ビルの外装清掃や法面保護工事など、作業床の設置が困難なことから例外的に行われる「ロープで身体を保持する作業（ロープ高所作業）」について、ライフライン設置、作業計画の策定、特別教育の実施などが新たに義務づけられました。

### 「ロープ高所作業」とは

高さが2メートル以上の箇所であつて作業床を設けることが困難なところにおいて、昇降器具を用いて、労働者が当該昇降器具により身体を保持しつつ行う作業(四十度未満の斜面における作業を除く。)  
(安衛則第539条の2より)

- ※ 昇降器具…労働者自らの操作により上昇し、又は降下するための器具であつて、作業箇所の上方にある支持物にロープを緊結してつり下げ、当該ロープに身体保持器具を取り付けたもの
- ※ 身体保持器具…労働者の身体を保持するための器具



### ロープ高所作業における危険の防止のための規定

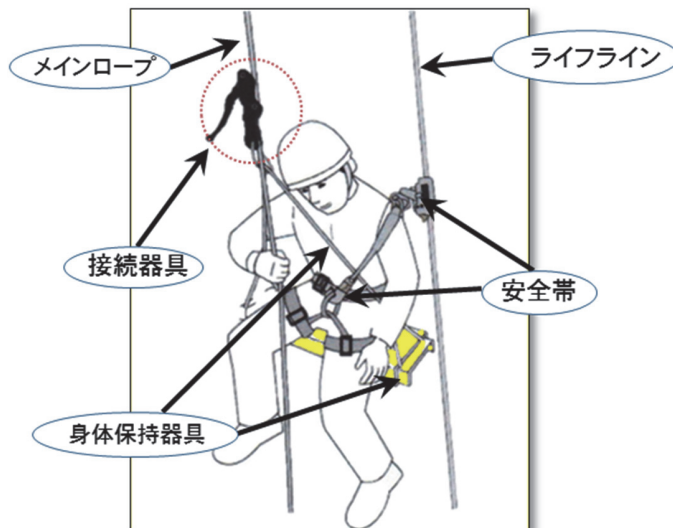
#### ◆ ライフラインの設置 ◆

(安衛則第539条の2)

ロープ高所作業を行うときは、身体保持器具を取り付けた「メインロープ」以外に、安全帯を取り付けるための「ライフライン」を設ける必要があります。

なお、ライフラインとしてリトラクタ型墜落阻止器具を用いることもできます。

#### ▼ ビルクリーニング業務でのロープ高所作業の例



#### ▼ 法面保護工事でのロープ高所作業の例



#### ◆ 調査及び記録 ◆

(安衛則第539条の4)

ロープ高所作業を行うときは、墜落または物体の落下による労働者の危険を防止するため、あらかじめ作業を行う場所について、次の調査を行い、その結果を記録する必要があります。

- ① 作業箇所とその下方の状況
- ② メインロープとライフラインを緊結するためのそれぞれの支持物の位置、状態、それらの周囲の状況
- ③ 作業箇所と②の支持物に通じる通路の状況
- ④ 切断のおそれのある箇所の有無とその位置や状態

## ◆作業計画◆

ロープ高所作業を行うときは、安衛則第539条の4の調査結果を踏まえ、あらかじめ、次の項目が示された作業計画を作成し、関係労働者に周知し、作業計画に従って作業を行う必要があります。

- ① 作業の方法と順序
- ② 作業に従事する労働者の人数
- ③ メインロープとライフラインを緊結するためのそれぞれの支持物の位置
- ④ 使用するメインロープ等の種類と強度
- ⑤ 使用するメインロープとライフラインの長さ

## ◆作業指揮者◆

(安衛則第539条の6)

ロープ高所作業を行うときは、次のことを行う作業指揮者を定める必要があります。

- ① 作業計画に基づく作業の指揮
- ② メインロープ・ライフライン・身体保持器具に係る措置※<sup>1</sup> 及びその措置を複数人で確認していることの点検
- ③ 作業中の安全帯と保護帽の使用状況の監視
- ④ 使用するメインロープ等の種類と強度
- ⑤ 使用するメインロープとライフラインの長さ
- ⑥ 切断のおそれのある箇所と切断防止措置
- ⑦ メインロープとライフラインを支持物に緊結する作業に従事する労働者の墜落による危険を防止する措置
- ⑧ 物体の落下による労働者の危険を防止するための措置
- ⑨ 労働災害が発生した場合の応急の措置

※<sup>1</sup> メインロープ・ライフラインは、ロープ高所作業従事者が安全に昇降するため十分な長さを有すること。

## ◆作業開始前点検◆

(安衛則第539条の9)

ロープ高所作業を行うときは、その日の作業開始前に、メインロープ等、安全帯及び保護帽の状態を点検し、異常がある場合は直ちに補修又は取替える必要があります。

## ◆その他◆

ロープ高所作業を行うときは、今回の追加項目以外にも、以下の規定が適用されます。

- ① 安衛則第522条(悪天候時の作業の禁止)
- ② 第523条(照度の保持)
- ③ 第527条(物体の落下による危険の防止)
- ④ 第530条(立入禁止)

## 安全のための特別特別教育

(安衛則第36条・第39条  
安全衛生特別教育規程第23条)

労働者をロープ高所作業に関する業務に就かせるときは、安全のための特別の教育を行う必要があります。(平成28年7月1日施行)

	教育科目	内 容	時 間
学 科 教 育	1 ロープ高所作業に関する知識	ロープ高所作業の方法	1 時間
	2 メインロープ等に関する知識	・メインロープ等の種類、構造、強度、取扱い方法 ・メインロープ等の点検と整備の方法	1 時間
	3 労働災害の防止に関する知識	・墜落による労働災害の防止のための措置 ・安全帯、保護帽の使用方法和保守点検の方法	1 時間
	4 法令関係	法、令、安衛則内の関係条項	1 時間
実 技 教 育	1 ロープ高所作業の方法 墜落による労働災害防止のための措置 安全帯と保護帽の取扱い	・ロープ高所作業の方法 ・墜落による労働災害の防止のための措置 ・安全帯と保護帽の取り扱い	2 時間
	2 メインロープ等の点検	メインロープ等の点検と整備の方法	1 時間

※ 新安衛則公布日から施行日までに「ロープ高所作業についての特別教育」の全部又は一部の科目を受講した場合は、受講した科目を省略することができます。

※ 本特別教育に係る講師資格要件の定めはありませんが、教育科目について十分な知識経験を有する者が行う必要があります。

## 【メインロープ等の強度等】

(安衛則第539条の3)

(1) メインロープ等<sup>※</sup>は、十分な強度があり、著しい損傷、摩耗、変形や腐食がないものを使用する。

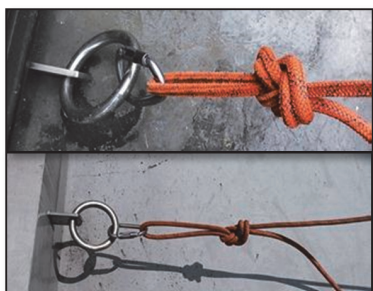
※メインロープ等とは、メインロープ、ライフライン、これらを支持物に緊結するための緊結具、身体保持器具とこれをメインロープに取り付けるための接続器具のことをいいます。

(2) メインロープ・ライフライン・身体保持器具については、次の措置をとる必要があります。

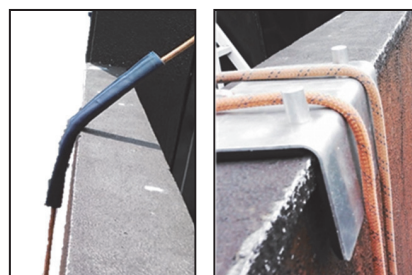
なお、これらの措置については、複数人で確認するようにしてください。

- ① メインロープとライフラインは、作業箇所の上方のそれぞれ異なる堅固な支持物に、外れないように確実に緊結すること
  - ② メインロープとライフラインは、ロープ高所作業に従事する労働者が、安全に昇降するため十分な長さを有すること
  - ③ 突起物などでメインロープやライフラインが切断するおそれのある箇所では、覆いを設けるなど、切断を防止するための措置を行うこと
  - ④ 身体保持器具は、接続器具を用いて確実に取り付けること
- なお、接続器具は、使用するメインロープに適合したものをを用いる必要があります。

▼ 支持物とメインロープとの緊結例



▼ 切断防止措置の例(巻き付け型養生)



▲ 切断防止措置の例(置き型養生) ▲

## 【安全帯・保護帽】

(安衛則第539条の7・安衛則第539条の8)

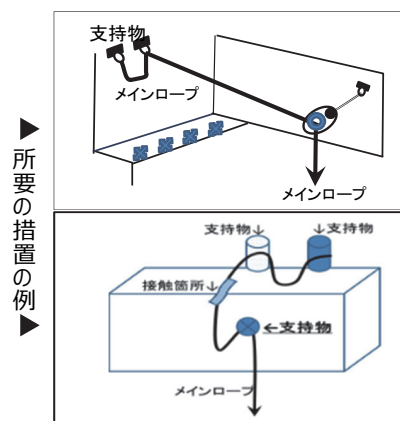
- (1) ロープ高所作業を行うときは、作業に従事する労働者に安全帯を使用させる必要があります。また、物体の落下による危険を避けるため、関係労働者に保護帽を着用させる必要があります。
- (2) 使用する安全帯は、ライフラインに取り付ける必要があります。なお、安全帯のグリップは、使用するライフラインに適合したものをを用いる必要があります。
- (3) 安全帯、保護帽の使用を命じられた労働者は、これらを使用する必要があります。なお、安全帯の取り付けについては、複数人で確認するようにしてください。

### ◆ 経過措置 ◆

(安衛則 附則)

ロープ高所作業のうち、ビルクリーニングの業務に係る作業や法面保護工事に係る作業以外の作業(橋梁、ダム、風力発電などの調査、点検、検査等を行う作業など)については、次の①、②の措置を講じた場合に限り、当分の間、「ライフラインの設置」の規定は適用しないこととしています。

- ① メインロープを異なる2つ以上の堅固な支持物に緊結すること
- ② メインロープが切断するおそれのある箇所との接触を避けるための措置を講じること。(ディビエーション)それが困難な場合は①の他に当該箇所の下方にある堅固な支持物にメインロープを再緊結すること。(リビレイ)



▶ 所要の措置の例 ▶

改正安衛則本文・施行通達などの詳細は、厚生労働省のホームページでご確認いただけます。

URL ( [http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11300000-Roudouki\\_junkyokuanzeniseibu/00001044440.pdf](http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11300000-Roudouki_junkyokuanzeniseibu/00001044440.pdf) )

本件は、厚生労働省発行のパンフレット「ロープ高所作業を行う事業者の皆さまへロープ高所作業における危険の防止のための労働安全衛生規則を改正します」から引用したものです。

## (7) 事業場における治療と職業生活の両立支援のためのガイドライン

(平成28年2月23日厚生労働省公表、平成29年3月1日追加)

がん、脳卒中などの疾病を抱える方々に対し、適切な就業上の措置や治療に対する配慮を行い、治療と職業生活の両立を実現するため、事業場での取組等をまとめたもので、職場における意識啓発のための研修や治療と、職業生活を両立しやすい休暇制・勤務制度の導入などの環境整備、治療と職業生活の両立支援の進め方に加え、特に「がん」について留意すべき事項がまとめられています。

### 【 ガイドラインのポイント 】

#### ◆治療と職業生活の両立支援を行うための環境整備◆

- 労働者や管理職に対する研修などによる意識啓発
- 労働者が安心して相談・申出を行える相談窓口を明確化
- 時間単位の休暇制度、時差出勤制度などを検討・導入
- 事業場から主治医に対して業務内容などを提供するための様式や、主治医から就業上の措置などに関する意見を求めるための様式を整備

#### ◆治療と職業生活の両立支援の進め方◆

- 労働者が事業者支援を求める申出  
(主治医による配慮事項などに関する意見書を提出)
- 事業者が必要な措置や配慮について産業医などから意見を聴取
- 事業者が就業上の措置などを決定・実施  
(「両立支援プラン」の作成が望ましい)

#### ◆がんに関する留意事項◆

- 治療の長期化や予期せぬ副作用による影響に応じた対応の必要性
- がんの診断を受けた労働者のメンタルヘルス面への配慮

### 【 脳卒中と肝疾患に関する留意事項の追加 】

- 脳卒中に関する留意事項
  - ・再発等予防・治療のための配慮
  - ・障害特性に応じた配慮
  - ・復職後の職場適応とメンタルヘルス
- 肝疾患に関する留意事項
  - ・肝疾患の特徴を踏まえた対応
  - ・肝疾患に対する不正確な理解・知識に伴う問題への対応

### 【 厚生労働省ホームページURL 】

<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000153215.html>

## (8) 化学物質のリスクアセスメントの実施が義務となりました !!

(平成28年6月1日施行)

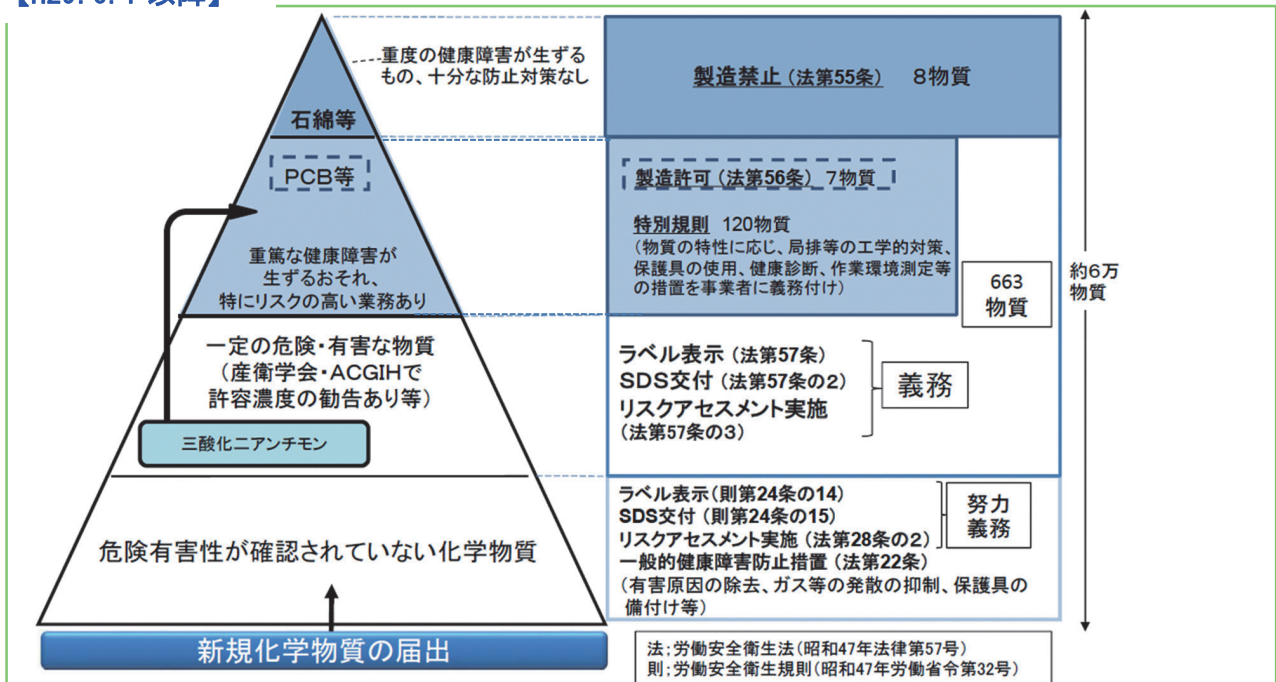
平成24年に印刷事業場で高濃度の揮発性化学物質の蒸気に暴露した労働者が胆管がんを発症し労災認定を受ける事案が発生し、平成27年には、染料・顔料の中間体を製造する事業場において芳香族アミンを取り扱う作業に従事した複数の労働者が膀胱がんを発症していた事案など、ばく露防止対策が不十分であったり、化学物質管理が適切に行われていないことによる労働災害が相次いで発生しています。

こうした状況を踏まえ、労働安全衛生法の改正が行われ、化学物質等の危険性又は有害性等の調査(以下「リスクアセスメント」)が、平成28年6月1日に施行となりました。

平成29年1月1日からは、オルトトルイジンが特定化学物質となり、特殊健康診断の実施等が必要となりました。また、平成29年3月1日から容器等へのラベル表示・安全データシート(SDS)交付・リスクアセスメントの実施対象化学物質が27物質追加(安全衛生法施行令別表第9の物質数は663物質)となりました。

さらに、平成29年4月1日からMOCAに係る特殊検診の検査項目に膀胱がんなどを予防・早期発見するための項目が追加となったほか、同年6月1日からは三酸化二アンチモンが特定化学物質として追加されました。

### 【H29.6.1以降】



今般の改正内容は、上記の化学物質を製造し、又は取り扱う全ての事業者が対象となりますので、ご理解の上、法令遵守に努めて頂きますよう、お願いします。

リスクアセスメント等に関する相談は、下記のとおり無料相談窓口(平成29年度厚生労働省「ラベル・SDS活用促進事業」)が開設されています。ぜひ、ご利用ください。

## 化学物質管理に関する無料相談窓口のご案内

- 事務局 テクノヒル(株)化学物質管理部門  
(東京都中央区日本橋蛸殻町2-5-3 サンホリビル4F)
- ご相談受付時間 平日 10:00~17:00 (12:00~13:00を除く)
- お電話での相談(無料)はこちらまで [050-5577-4862](tel:050-5577-4862)
- メールでの相談(無料)はこちらまで [soudan@technohill.co.jp](mailto:soudan@technohill.co.jp)



化学物質のうち、SDS(安全データシート)の交付義務がある663物質を、製造し又は取り扱う全ての事業場において、リスクアセスメントの実施が義務になりました

○一定の危険性・有害性が確認されている化学物質<sup>※1</sup>による危険性又は有害性等の調査(リスクアセスメント)の実施<sup>※2</sup>が事業者の義務となりました。

※<sup>1</sup> 労働安全衛生法第57条の2及び同法施行令第18条の2に基づき、SDS(安全データシート)の交付義務対象である663物質。

※<sup>2</sup> リスクアセスメントの実施時期は、新規に化学物質を採用する際、作業手順を変更する時、含有量、混合物の変更など。

○事業者には、リスクアセスメントの結果に基づき、労働安全衛生法令の措置を講じる義務<sup>※3</sup>があるほか、労働者の危険又は健康障害を防止するために必要な措置を講じることが努力義務<sup>※4</sup>となりました。

※<sup>3</sup> リスクアセスメントの結果に基づく措置は、労働安全衛生法に基づく労働安全衛生規則や特定化学物質障害予防規則等の特別規則に規定がある場合は、当該規定に基づく措置を講じることが必要。

※<sup>4</sup> 法令に規定がない場合は、結果を踏まえた事業者の判断によって、必要な措置を講じることが努力義務。

○上記の化学物質を製造し、又は取り扱う全ての事業者が対象です。

厚生労働省の公表した化学物質のリスクアセスメント実施支援ツール「化学物質リスク簡易評価法」(コントロール・バンディング)を是非ご覧ください!

○「コントロール・バンディング」は、対象となる化学物質の情報(SDS)や使用量などの情報を用意するだけで、簡単に化学物質のリスクアセスメントが実施できるものです。

次のウェブサイトから無料で利用できます。

URL(<http://anzeninfo.mhlw.go.jp/user/anzen/kag/ankgc07.htm>)



## (9) ストレスチェックの実施等が義務となりました

(平成27年12月1日施行)

○常時使用する労働者に対し、医師、保健師等※<sup>1</sup>による心理的な負担の程度を把握するための検査（ストレスチェック）※<sup>2</sup>を実施することが事業者の義務となりました。**（労働者数50人未満の事業場は当面努力義務）**

※<sup>1</sup> ストレスチェックの実施者は、医師、保健師、一定の研修を受けた看護師、精神保健福祉士（対象労働者の解雇、昇進又は異動に関し直接の権限を持つ監督的地位にある者を除く。）とする。

※<sup>2</sup> 検査項目は、衛生委員会等での調査審議を踏まえ、仕事の心理的負担の原因、心理的負担による心身の自覚症状、他の労働者による支援など周囲のサポートに関する項目を含むものとして、「職業性ストレス簡易調査票（57項目による検査）」の利用が推奨されている、検査は、省令にて1年ごとに1回以上実施することとされている。

○検査結果は、検査を実施した医師、保健師等から直接本人に通知され、本人の同意なく事業者を提供することを禁止しています。

○検査の結果、一定の要件に該当する労働者から申出があった場合、医師による面接指導を実施することを事業者の義務とし、申出を理由とする不利益な取扱いは禁じられています。

○面接指導の結果に基づき、医師の意見を聴き、必要に応じ就業上の措置※<sup>3</sup>を講じることが事業者の義務となりました。

※<sup>3</sup> 就業上の措置とは、労働者の実情を考慮し、就業場所の変更、作業の転換、労働時間の短縮、深夜業の回数の減少等の措置を行うことなど。

### 徳島産業保健総合支援センターをご活用ください！

○事業者、産業保健スタッフ等のみなさんからの相談対応や研修、50人未満の事業場の労働者の方からのメンタルヘルスを含む健康相談など、産業保健活動の支援を行っています。

ホームページURL <http://www.tokushimas.johas.go.jp/>

### 「ストレスチェック」実施促進のための助成金のご案内

○助成金をうけるための5つの要件

1. 労働保険の適用事業場、
2. 派遣労働者を含めて50人未満の事業場、
3. ストレスチェック実施者、実施時期が決まっている(登録後3か月以内に支給申請まで終了可能)
4. 事業者が産業医を選任し、ストレスチェックに係る産業医活動の全部又は一部を行わせる
5. ストレスチェックの実施及び面接指導等を行う者は、自社の使用者・労働者以外の者

事業者、産業保健スタッフ等のみなさんからの相談対応や研修、50人未満の事業場の労働者の方からのメンタルヘルスを含む健康相談など、産業保健活動の支援を行っています。

(届出・申請先：独立行政法人 労働者健康安全機構)

ホームページURL

<http://www.johas.go.jp/sangyouhoken/stresscheck/tabid/1006/Default.aspx>



## ストレスチェック実施体制を点検しましょう

常時 50 人以上の労働者を使用する事業場においては、平成 28 年 11 月 30 日までに 1 回以上、ストレスチェックを実施する必要があります。

スムーズな運用のために、労働者が安心して受検できる体制を整え、所属事業場で実施する内容について、事前に労働者全員にしっかり周知しておきましょう。

### (ストレスチェック制度実施状況・・・いずれかにチェック)

- 常時 50 人以上の労働者を使用する事業場 (平成 28 年 11 月 30 日までに実施義務)
- 常時 50 人未満の労働者を使用する事業場 (当面努力義務ですが早期に検討しましょう)

### 【現在のストレスチェック制度実施状況を確認しましょう】

- 一部又は全部を実施している
- 何も実施していない → **チェック終了**  
(早急に体制作り着手しましょう)
- ↓(※1～9の当てはまる項目にチェック。)

#### 1 衛生委員会等における調査審議

- 衛生委員会等で本制度の実施体制・方法等を調査審議し、規程を定めていますか。

#### 2 ストレスチェックの実施、結果の通知

- 1 年以内ごとに 1 回、定期に実施する予定となっていますか。
- 実施者（医師、保健師、所定の研修を受けた看護師・精神保健福祉士）を選任し、実施者がストレスチェックを行っていますか。
- 人事に関する直接の権限を持つ監督的地位にある者が、ストレスチェックの実施の事務に従事していませんか。【禁止事項】
- 調査票は、3 領域（①心理的な負担の原因に関する項目、②心身の自覚症状に関する項目、③周囲の支援に関する項目）が含まれたものとなっていますか。
- ストレスチェックの結果（以下「実施結果」）は、実施者から労働者に直接通知されますか。
- 実施結果は、実施者又は実施事務従事者以外の者が把握できないようになっていますか。
- 実施結果を事業者に提出する場合は、結果を通知した後に労働者の同意を取ることになっていますか。（事業者が労働者に結果の提出を求めない場合は不要）

#### 3 医師による面接指導

- 実施者から「面接指導が必要」と通知を受けた労働者が面接指導を申し出た場合は、申出があってから、概ね 1 か月以内に、医師による面接指導を実施することになっていますか。

#### 4 医師への意見聴取

- 面接指導を実施してから概ね 1 か月以内に、指導結果に基づく措置について、医師の意見を聴取することになっていますか。

#### 5 就業上の措置

- 医師意見を勘案し、労働者の実情を考慮して、労働者の就業上の措置を講じていますか。
- 就業上の措置について、衛生委員会、労働時間設定委員会等への報告を行っていますか。

#### 6 記録の保存

- 本人が事業主への提出に同意した実施結果の記録は、5 年間保存となっていますか。
- 本人が事業者へ提出することに同意しなかった実施結果の記録は、実施事務に従事した者が保存することになっていますか。
- 面接指導結果の記録（医師への意見聴取結果を含む。）は 5 年間保存となっていますか。

#### 7 集団的分析【努力義務】

- 実施者が、実施結果に基づいて、集団ごとの集計と分析を行うことになっていますか。
- 集団的分析の結果を勘案し、労働者の実情を考慮した上で、集団の心理的負担軽減のための措置を講じていますか。

#### 8 労働基準監督署長への報告

- 実施状況は、1 年以内ごとに 1 回、法定様式で、所轄の労働基準監督署長に報告しますか。

#### 9 不利益取扱【禁止事項】

- 面接指導の申し出等を理由に、労働者に不利益な取扱いは行なわれませんか。

## (10) 徳島メンタルヘルスケア推進計画「はたらく人の笑顔プロジェクトⅡ」(抜粋版)



※改正安全衛生法に基づく「ストレスチェック」の実施は、平成27年12月1日に施行され、毎年1回以上行うこととされています。

※派遣社員を含む常時使用労働者が50人未満規模の事業場は、当分の間、努力義務です。

「はたらく人の笑顔プロジェクトⅡ」は、平成27年度から29年度の3か年を計画期間として徳島労働局が策定した「徳島メンタルヘルスケア推進計画」の愛称です。

メンタルヘルス対策を、事業場で計画的に進めていただくために、各年度でお取り組みを頂きたい事項を設定しています。

計画に沿って、以下の事項を取組まれるようお願いいたします。

### 1 計画の目的

ストレスチェック制度の導入及び実施等を含めたメンタルヘルス対策を、徳島労働局の最重点施策として本計画を策定し、計画期間中に取り組むべき事項を各年ごとに明確化して取り組むことにより、管内事業場のメンタルヘルス対策への取組を促進させることを目的としています。

### 2 計画期間

平成27年度から平成29年度までの3年間です。

### 3 目標

- (1) 平成29年度までにメンタルヘルス対策に取り組んでいる事業場の割合を、80%以上とします。
- (2) ストレスチェック制度の導入及び実施等について、周知及び指導を図ります。

### 4 対象

徳島県内の全事業場を対象とします。

### 5 事業場におけるメンタルヘルス対策の具体的推進事項(重点事項)

次の「事業場が取り組む平成29年度の実施計画」等を参考に計画的に取り組みましょう。

# 事業場が取り組む年度別実施計画

実施事項	具体的な実施内容
( 3年目 )	平成29年度 実施事項
1 衛生委員会等での調査審議の徹底等	<p>① 衛生委員会等において、平成27年度に策定した「心の健康づくり計画」の進捗状況、平成28年度に実施したストレスチェック結果の集団ごとの集計・分析結果、相談窓口寄せられた労働者の意見等を調査審議し、議事概要を記録に取りまとめて周知する。</p> <p>なお、平成27年度及び28年度の実績を踏まえ、必要な見直しが行われるよう留意する。</p>
2 事業場における実態の把握	<p>① 衛生委員会等における調査審議に当たって、あらかじめ、メンタルヘルス上の理由による休業者の有無、人数、休業日数、平成28年度に実施したストレスチェック結果の集団ごとの集計・分析結果等の心の健康問題に係る事業場の現状を把握し、衛生委員会等に報告する。</p> <p>② 衛生委員会等では、産業医、産業保健スタッフの意見を聴取しながら、「心の健康づくり計画」の見直しの必要性の有無等を審議し、決定する。</p> <p>③ 現状の把握を行った結果は、労働者に周知する。その際、情報の内容及び周知内容を十分に吟味するとともに、個人情報の取扱い、ストレスチェック制度に係る労働者に対する不利益な取扱いの防止等に留意する。</p>
3 「心の健康づくり計画」の策定（見直し・実施）	<p>① 衛生委員会等の調査審議の結果を踏まえ、平成27年度に策定した「心の健康づくり計画」について、必要な見直しを行い、実施する。</p> <p>② 常時50人未満の労働者を使用する事業場については、メンタルヘルス対策について労働者の意見を聴取するように努め、その意見や徳島産業保健総合支援センター等の助言を踏まえ、「心の健康づくり計画」について、必要な見直しを行い、実施する。</p>
4 事業場内メンタルヘルス推進担当者等の選任と活動の実施	<p>① 選任された事業場内メンタルヘルス推進担当者等の活動の実施状況を確認し、見直しすべき点があった場合には、衛生委員会等において調査審議する。</p>
5 情報の提供と教育研修の実施	<p>① 平成27年度に作成した教育研修計画に基づき研修を実施する。</p> <p>② 全管理監督者への教育研修が終了したことを確認の上、セルフケア研修を順次実施する。</p> <p>③ 教育の実施に当たっては、厚生労働省や中央労働災害防止協会、労働者健康福祉機構などが発行しているパンフレット等を活用して行うなど、体系的な研修となるように留意する。</p> <p>④ 教育研修計画は、衛生委員会等において調査審議しながら実施する。なお、平成28年度の実績を踏まえ、必要な見直しを行う。</p>
6 4つのケアの実施 (1) 継続的・計画的な実施	<p>① 4つのケアすべてを継続的かつ計画的に実施する。</p> <p>② 4つのケアの実施に当たっては、実施状況が把握できる書類の整備を図るとともに、平成28年度の実績を踏まえ、必要な見直しを行い、実施する。</p>
(2) 産業保健・メンタルヘルス対策支援事業の活用	<p>① 労働衛生教育の実施や、相談窓口寄せられた相談事項で専門的な支援が必要と判断される場合には、徳島産業保健総合支援センター等へ支援を要請する。</p> <p>② 徳島産業保健総合支援センターが実施している産業保健研修に積極的に参加するとともに、徳島労働局・労働基準監督署が行う説明会等が開催される場合には参加する。</p>
7 業界団体等の自主的活動の促進	<p>① 徳島労働局・労働基準監督署、業界団体、地域団体、労働団体、労働災害防止団体等が実施する教育研修の機会を利用し、教育研修計画に組み入れる。</p>

※4つのケアとは、 ① セルフケア、 ② ラインによるケア、 ③ 事業場内産業保健スタッフ等によるケア、 ④ 事業場外資源によるケア、 の各ケアをいいます。

## (11) 過重労働による健康障害防止対策

長時間の残業など過重な労働が続くと、「脳・心臓疾患」の発症リスクが高まるとされています。また、極度の長時間労働や恒常的な長時間労働による強い心理的負荷は、メンタルヘルス不調の要因となります。職場で過重労働対策を実施する上では、人事・労務部署と産業保健部署が情報共有し、日常的に連携することが重要です。「過重労働による健康障害防止のための総合対策（H23年改正）」では、以下の措置を講じるよう求めています。

### ① 時間外・休日労働時間の削減

労働時間を適正に把握し、実時間外労働を月45時間以下とするように努めましょう。

### ② 年次有給休暇を取得しやすい環境づくり

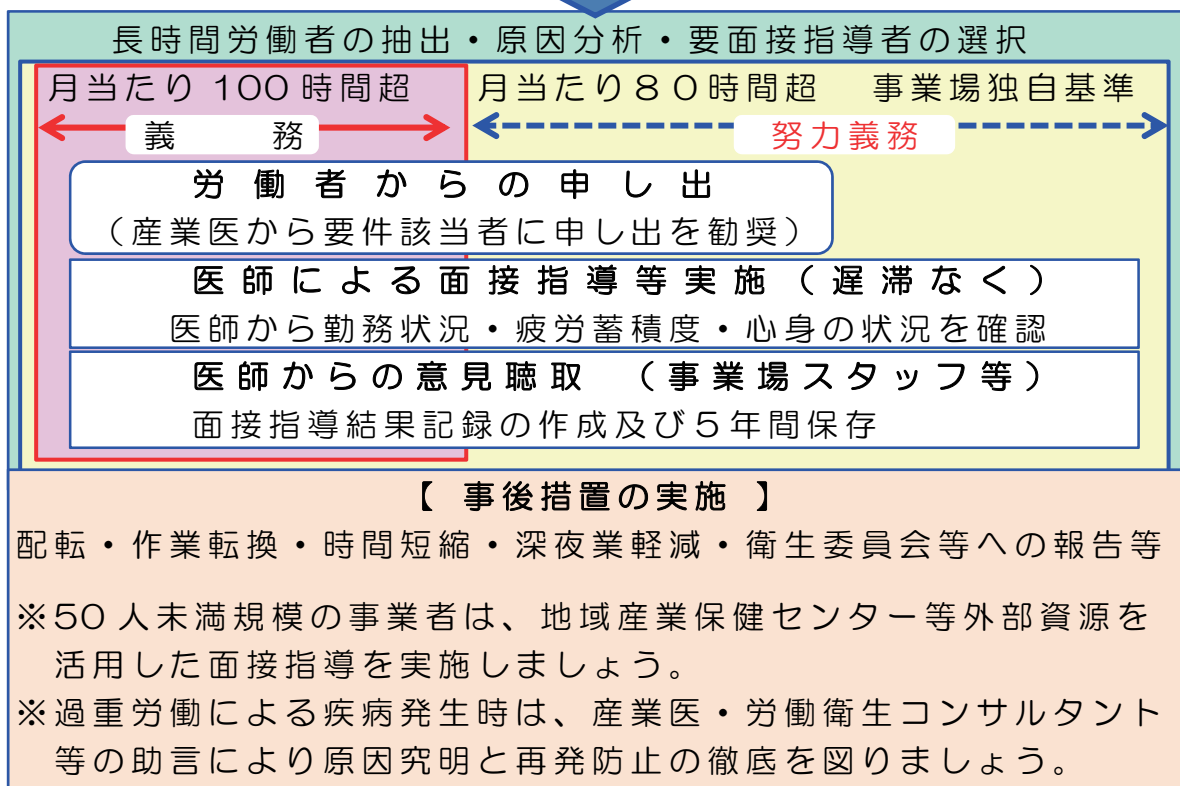
計画的付与制度の活用で取得促進を図りましょう。

### ③ 健康管理体制の整備

健康診断の結果について医師意見を聴取し、事後措置、保健指導を確実に実施しましょう。特に深夜業を含む労働者は6か月に1回の健康診断を確実に実施しましょう。

### ④ 長時間にわたる時間外・休日労働を行った労働者への面接指導

時間外・休日労働時間の算定（月1回以上定期に実施）



## 長時間労働実施者への医師による面接指導の流れ

### 衛生委員会等で調査審議【安衛則第22条第9号】

○長時間にわたる労働による労働者の健康障害防止を図るための対策の樹立に関すること

**義務**

**努力義務**

時間外・休日労働時間の算定【則第52条の2第2項】  
(毎月1回以上、一定の期日を定めて行う)

時間外・休日労働時間  
1月当たり100時間超  
【則第52条の2第1項】

時間外・休日労働時間  
1月当たり80時間超  
【則第52条の8第2項1号】

事業場で定めた  
基準に該当する  
【則第52条の8第2項2号】

労働者からの申出【則第52条の3第1項】  
(期日後概ね1月以内)【則第52条の3第2項】  
産業医は、要件に該当する労働者に対し申出を行うよう勧奨【則第52条の3第4項】

労働者からの申出  
【則第52条の8第3項】

産業による面接指導の実施  
【法第66条の8第1、2項】  
(申出後概ね1月以内)【則第52条の3第3項】  
医師が労働者の勤務状況及び疲労蓄積の状況  
その他の心身の状況について確認  
【則第52条の4】

面接指導又は  
面接指導に準ずる措置の実施  
【法第66条の9】  
【則第52条の8第1項】

面接指導の結果の記録を作成【法第66条の8第3項】  
(5年間保存)【則第52条の6第1項】

労働者の疲労蓄積の状況その他の心身の状況、  
聴取した医師の意見等を記載【則第52条の6第2項】

医師からの意見聴取【法第66条の8第4項】  
(面接指導後概ね1月以内)【則第52条の7】

事後措置の実施【法第66条の8第5項】

就業場所の変更、作業の転換、労働時間の短縮、  
深夜業の回数の減少、衛生委員会等への報告等の措置

**(平成29年6月1日より施行) 長時間労働者に関する情報の産業医への提供【則第52条の2関係】**



事業者は、毎月1回以上、一定の期日を定めて、休憩時間を除き、1週間当たり40時間を超えて労働させた場合におけるその超えた時間を算定したときは、速やかに、その超えた時間が1か月あたり100時間を超えた労働者の氏名及び当該労働者に係る超えた時間に関する情報(該当者がいない場合の情報も含む)を産業医に提供しなければなりません。

## (12) 熱中症防止対策

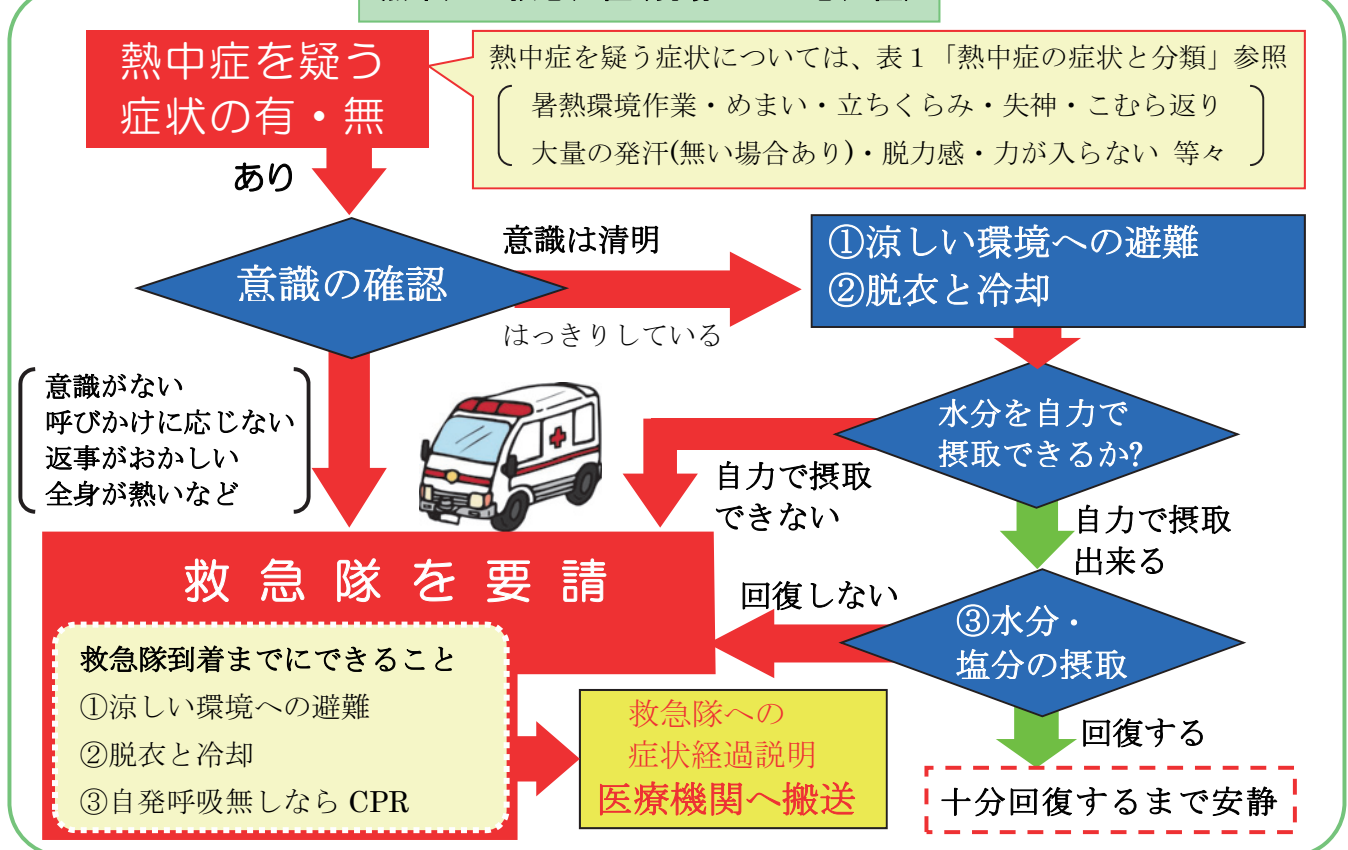
### 1 熱中症とは

高温の環境下で体温調節や循環機能などの働きに障害が起こる病気で、症状などにより次のように分けることができ、最悪の場合には死に至ります。また、気温が30℃以下であっても、湿度が高いと汗が蒸発しにくくなるため、放熱が進まず、熱中症を起こしやすくなります。

熱中症の症状と分類 (表 1)

分類	症 状	重症度
Ⅰ度	めまい・失神 〔 「立ちくらみ」という状態で、脳への血流が瞬間的に不十分になったことを示し、「 <b>熱失神</b> 」と呼ぶこともあります。 〕	小 
	筋肉痛・筋肉の硬直 〔 筋肉の「こむら返り」のことで、その部分の痛みを生じます。発汗に伴う塩分（ナトリウム等）の欠乏により生じます。これを「 <b>熱痙攣</b> 」と呼ぶこともあります。 〕	
大量の発汗		
Ⅱ度	頭痛・気分の不快・吐き気・嘔吐・倦怠感・虚脱感 〔 体がぐったりとする、力が入らないなどがあり、従来から「 <b>熱疲労</b> 」といわれていた状態です。 〕	大 
Ⅲ度	意識障害・痙攣・手足の運動障害 ( 呼びかけや刺激への反応がおかしい、体がガクガクと引付がある。 ) 高温体〔 体に触ると熱いという感触があります。従来から「 <b>熱射病</b> 」や「 <b>重度の日射病</b> 」と言われていたのがこれに該当します。 〕	

### 熱中症の救急処置(現場での応急処置)



## 2 作業現場での対応

屋内に熱発生源があれば、輻射熱を遮断するパネルの設置や作業位置の工夫をし、上昇した熱気は天井から排気しましょう。屋外では、直射日光を遮る屋根を設け、路面や屋根に散水しましょう。日陰で風通しのよいところに休憩室を設けて、昼休み以外にも小休止したり、飲み物を入れたクーラーボックスや冷水入りのポットを作業場に用意しておくことも必要です。



日陰の確保（例）



日よけ用布（例）



送風機（例）

作業中の WBGT（湿球・乾球・黒球温度から求める指標）を求めることで、作業許容量が示されます。屋外での作業が主な職場には、WBGT、気温、相対湿度、輻射温度を1台で測定可能な熱中症指標計を備え付け、熱中症を予防しましょう。

WBGT の指標 と作業許容量	{	31～	：超軽作業以外中止
		～31	：負荷大作業中止
		～28	：積極的に給水
		～25	：作業の合間に給水



## 3 予防のための水分や塩分の補給

熱中症の予防は、こまめに水分と塩分を補給することであり、作業や運動の開始前からの補給が大切です。水だけの補給ですと塩分不足で熱けいれんを起こすことがあるので、コップ1杯の水にひとつまみの半分程度の食塩が入った水（0.1～0.2%の食塩水）又は、スポーツドリンクを飲むことが勧められます。

なお、労働安全衛生規則第 617 条において、事業者は、多量の発汗を伴う作業上には、塩及び飲料水を備え付けることが義務づけられています。

## 4 救急措置

万一熱中症が起こったら、まず涼しい場所で衣類をゆるめて安静にさせ、自分で飲めるようならスポーツドリンクを与えます。

①熱射病では全身に冷水をかけて風を送るなどあらゆる方法で身体を冷却し、意識や呼吸状態を確認しつつ一刻も早く救急病院に搬送します。氷やアイスパックがあれば、首、わきの下、もものつけねなど太い血管の上を冷やすのが効果的です。

③熱虚脱・④熱疲労いでは、足を高く寝かせ、手足の先から中心部に向けてマッサージをし、医療機関に早めに受診させます。このとき同行者は仕事内容や発症の経過についてよく説明してください。②熱けいれんなら、③・④の措置に加えて、食塩も与えます。

## 職場での受動喫煙防止対策の推進を！

### 1 労働安全衛生法の一部を改正する法律（平成26年法律第82号）

受動喫煙対策の強化を含む改正労働安全衛生法が公布（平成26年6月25日）され、平成27年6月1日から労働者の受動喫煙を防止するため、事業者には、事業場の実情に応じて、適切な措置を講ずることが努力義務となりました。

### 2 国（厚生労働省）の支援は・・・

第12次労働災害防止計画において、平成29年度までに受動喫煙を受けている労働者の割合を15%以下にするという目標を掲げ、下記の支援事業を実施しています。

#### ① 受動喫煙防止対策助成金制度

労災保険が適用される中小企業事業主を対象として、一定の要件を満たす喫煙室の設置に必要な経費の2分の1（上限：200万円）の助成制度があります。

※平成29年度より、喫煙室又は屋外喫煙所の設置・改修の場合60万円/m<sup>2</sup>、換気装置の設備などの措置・改修の場合40万円/m<sup>2</sup>とする上限金額が新設されました。

※申請についてのQ&A、書類作成要領等は、厚生労働省のホームページから閲覧でき、申請様式のダウンロードも可能です。

【助成金の申請先：徳島労働局 雇用環境・均等室（088-652-2718）】

#### ② 受動喫煙防止対策の技術的な相談支援事業

職場で受動喫煙防止対策を行うにあたって発生する悩みについて、専門家が相談に応じます（希望によって、事業場に訪問して助言します）。また、全国で職場の受動喫煙防止対策に関する説明会を開催します。さらに、企業の研修や団体の会合に専門家を派遣して、出前講座（内容はご希望に応じます）を行います。

【申請先：（一社）日本労働安全衛生コンサルタント会（050-3537-0777）】

#### ③ 測定支援業務（測定機器の無料貸出し）

職場環境の実態把握を行うために必要な、「デジタル粉じん計」と「風速計」を無料貸し出します。

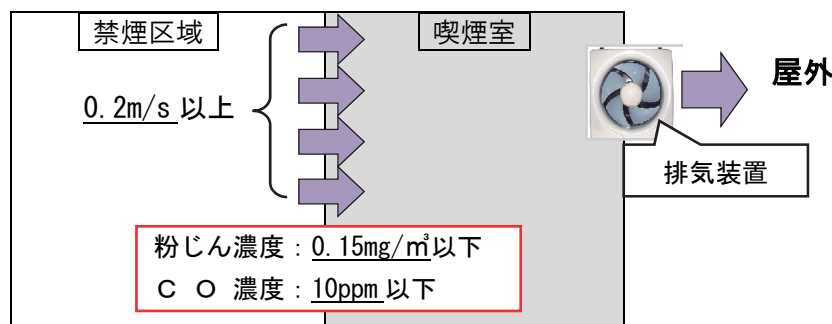
（オプションに、一酸化炭素計があります）

※希望に応じ、事業場にお伺いしての測定方法説明・評価方法の説明を行います。

【申請先：柴田科学株式会社（03-3635-5111）】



▲デジタル粉じん計（例）



### 3 詳細については、下記のホームページをご覧ください。

◆厚生労働省：「職場における受動喫煙防止対策について」（51ページ参照）

◆（一社）日本労働安全衛生コンサルタント会

<http://www.jashcon.or.jp/contents/second-hand-smoke>

◆「柴田科学株式会社」<http://www.sibata.co.jp/news/news-31136/>



## (14) 第8次粉じん障害防止総合対策の概要

- 粉じんによる健康障害を防止するための自主的取組をさらに推進します。
- 平成24年改正の「粉じん障害防止規則」の周知徹底と「じん肺法」の一体的運用を図ります。
- 推進期間は、平成25年度から平成29年度までの5か年間です。

### 【総合対策の重点事項】

- ①アーク溶接作業と岩石等の裁断等作業に係る粉じん障害防止対策
- ②金属等の研磨作業に係る粉じん障害防止対策
- ③ずい道等建設工事における粉じん障害防止対策
- ④離職後の健康管理



### 【事業者の講ずべき重点措置5項目】

- ①屋内で行うアーク溶接作業場の全体換気装置による換気又は、ヒューム吸引トーチの設置などの措置による環境改善を図りましょう。
- ②適切な呼吸用保護具のフィルタ交換(取替え式・使い捨て式)を心がけましょう
- ③局所排気装置等の検査・点検責任者は、「局所排気装置等の定期自主検査者講習」修了者から選任するよう配慮しましょう。
- ④親企業は、「局所排気装置等の定期自主検査インストラクター講習」受講者に、系列下にある事業場の局所排気装置等の検査・点検責任者を指導させ、必要な知識・技能付与に努めましょう。
- ⑤「局所排気装置等の定期自主検査指針」、「プッシュプル型換気装置の定期自主検査方針」及び「防塵装置の定期自主検査指針」に留意しましょう。

### 【具体的実施事項】

- ①じん肺有所見労働者が離職する際は、健康管理手帳制度を周知し、健康管理に係る留意事項等を十分指導しましょう。
- ②「ずい道等建設工事における粉じん対策に関するガイドライン」に沿った作業計画を作成しましょう。  
※粉じん濃度目標レベルは「 $3\text{mg}/\text{m}^3$ 以下」です。
- ③粉じん則等で義務付けられた特定作業以外の粉じん作業従事者にも電動ファン付き呼吸用保護具の使用を推進しましょう。
- ④屋外で行うアーク溶接作業及び岩石等の裁断作業も粉じん対策が必要です。休憩設備を設けるなど必要な措置を講じましょう。
- ⑤「粉じん障害防止総合対策推進強化月間(9月)」に自主点検・パトロール等を開催し、環境改善を図りましょう。
- ⑥「粉じん対策の日(毎月10日)」を設定し、毎月「たい積粉じん清掃責任者」を中心に、呼吸用保護具や局所排気装置等の点検、たい積粉じん除去の清掃等を実施しましょう。



## (15) 派遣労働者に対する安全衛生教育等

### ○ 事業者が行う安全衛生教育について

派遣労働者の雇入れ時、作業内容変更時(派遣先変更)、有害業務に従事させるとき及び作業内容を変更するときの安全衛生教育実施者は次のとおり。

雇入れ時教育（派遣する労働者を雇い入れたとき）	派遣元事業者
作業内容変更時の教育（派遣先の事業場を変更するとき）	派遣元事業者
特別教育（法定の危険有害業務に従事させるとき）	派遣先事業者
作業内容変更時の教育（受入時の作業内容を変更するとき）	派遣先事業者

### ○ 派遣元と派遣先の調整業務

派遣元事業者	調整内容等	派遣先事業者
派遣先で行う業務情報を求める。	派遣契約の締結時	派遣労働者が行う業務の情報を積極的に提供する。
教育カリキュラムの作成支援を派遣先事業者に協力依頼。	派遣労働者雇入れ時	派遣元事業者へのカリキュラム作成支援。
派遣先からの情報に基づき雇入れ時の安全衛生教育を実施。 又は、派遣先への教育委託。		派遣元事業者の実施した教育内容を書面で確認。 雇入れ時教育を受託する場合はカリキュラムを派遣元事業者へ報告
派遣先の作業内容変更の事実を書面で確認。	作業内容変更時	作業内容変更時教育の実施結果を派遣元事業者へ提供。
資格確認結果を派遣先へ報告。 派遣先へ必要な教育を依頼。	安全衛生法定教育	特別教育実施の事実を派遣元事業者へ書面で報告。
所轄労働基準監督署長に対し「労働者死傷病報告」を提出。	労働災害発生時	所轄労働基準監督署長に対し「労働者死傷病報告」を提出。 必要な情報を派遣元へ提供。

## (16) 陸上貨物運送事業における重大な労働災害を防ぐために！

運送業に限らず、荷役作業時の死亡災害を災害発生パターン別に見ると、  
① 墜落・転落、② 荷崩れ、③ フォークリフト関連災害、④ 無人暴走、  
⑤ トラック後退時の事故が約8割を占めています。このようなことから  
これらの5つの災害を「荷役5大災害」と位置づけ、労働者が安全に安心  
して従事できるよう、運送事業者と荷主事業者が相互協力した労働災害防  
止対策に取り組むよう求めることとしています。

# 荷役5大災害

## 1. トラック・荷台等からの墜落・転落による死亡事故

「トラック・荷台等からの墜落・転落」が、陸上貨物運送業における労働災害の中で最も多く、災害事例分析では、67%が「保護帽未着用」。そのうちの多くが「高さ2m未満」の地点からの転落です。保護帽を着用していれば死亡事故に至らなかった可能性大です。

## 2. トラック・荷台等での荷崩れによる死亡事故

「荷崩れ」の災害事例分析では、半数以上が、「積みおろし時における被災」です。荷物の固定・固縛が不適切なものや、積みおろし担当者は積付け時の状況が分からないため、積みおろし時の危険を的確に把握できないことも要因の一つです。

## 3. フォークリフト使用時における死亡事故

フォークリフトのオペレーター（運転手）による不適切な運転操作や、フォークリフトで持ち上げていた荷物の荷崩れ、またフォークリフトと別の作業者の接触など、オペレーターならびに周辺にいた他の作業者が本来禁止されている行動を取ったことによる事例が多いです。

## 4. トラックの無人暴走による死亡事故

トラック無人暴走の原因の大半は、トラックが動き出す可能性がある状態（パーキングブレーキを使用しなかった、緩かったなど）で降車したことが大半です。その一方で、ギアロックやパーキングブレーキ、輪止め、タイヤチェーンの装着など適切な措置を行っていても、降雪した坂道で逸走した例も発生しています。

## 5. トラック後退時における死亡事故

トラック後退時での労働災害の多くが、トラックの後方にいた被災者がトラックの後退に気がつかなかったために発生しています。気付かなかった理由として、近隣からの苦情により後退警報音（ブザー）の音量を下げていた例、本来は後退禁止区域だったもの、バックモニターを使用していなかった例等があげられます。

詳しくは、独立行政法人 労働者健康安全機構 労働安全衛生総合研究所のパンフレットをご覧ください。

【 URL : [https://www./jniosh.go.jp/publication/houkoku/loading\\_201610.pdf](https://www./jniosh.go.jp/publication/houkoku/loading_201610.pdf) 】

(17) 平成29年1月以降施行の主な法令等改正について（労働衛生業務関係）

No.	通達名等	改正された主な法令条文・告示内容等	施行年月日
1	労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令及び特定化学物質障害予防規則及び労働安全衛生規則の一部を改正する省令の施行について	○オルトートルイジンが特定化学物質として追加 特定化学物質の第2類物質として、オルトートルイジン及びこれを含有する製剤その他の物で、厚生労働省令で定めるものを追加したこと。 これにより、当該物質を製造し、又は取り扱う場合は、作業主任者の選任、作業環境測定の実施及び特殊健康診断の実施を行わなければならないこと。 (作業主任者の選任、作業環境測定は施行後1年の経過措置あり)	平成29年1月1日
2	労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令及び労働安全衛生規則の一部を改正する省令の施行について	○表示・通知義務対象物質に27の化学物質が追加 これまでの640物質に27物質が追加され(別表第9の号数は663物質)、これら全ての化学物質について、ラベル表示、SDS交付、リスクアセスメントが必要となる。	平成29年3月1日
3	特定化学物質障害予防規則の一部を改正する省令の施行について	○3, 3'-ジクロロ-4, 4'-ジアミノジフェニルメタン(略称「MOCA」)の特殊健康診断の検査項目の追加 膀胱がんを予防・早期発見するための項目が追加された。	平成29年4月1日
4	労働安全衛生規則の一部を改正する省令の施行について	○代表者等を産業医として選任することの禁止 法人の代表者、法人でない場合は事業を営む個人、事業の実施を統括管理する者は産業医として選任できないこととされた。	平成29年4月1日
5	労働安全衛生規則等の一部を改正する省令等	○産業医の定期巡視の頻度 毎月1回以上、一定の情報が事業者から産業医に提供される場合等の要件満たせば、産業医の作業場等の巡視の頻度を、少なくとも2月に1回とすることを可能としたこと。 ○健康診断結果に基づく医師等からの意見聴取を行う上で必要となる情報の提供 事業者は、医師又は歯科医師から意見聴取を行う上で必要となる当該労働者の業務に関する情報(労働時間、業務内容等)を求められた場合は、速やかに、当該情報を提供しなければならないこと。 ○産業医に対する長時間労働者に関する情報の提供 事業者は、1週間当たり40時間を超えて労働させた場合におけるその超えた時間を算定したときは、速やかに、その超えた時間が1月当たり100時間を超えた労働者の氏名及び当該労働者に係る超えた時間に関する情報を産業医に提供しなければならないこと。(対象者がいない場合も含む) ○有機溶剤中毒予防規則、特定化学物質障害予防規則等関係 事業者は、医師から意見聴取を行う上で必要となる当該労働者の業務に関する情報(特殊健康診断において把握した情報に加えて、労働者の労働時間、業務内容等)を求められた場合は、速やかに、当該情報を提供しなければならないものとしたこと。	平成29年6月1日
6	労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令及び特定化学物質障害予防規則等の一部を改正する省令の施行について	○三酸化ニアンチモンが特定化学物質として追加 特定化学物質の第2類物質として、三酸化ニアンチモン及びこれを含有する製剤その他の物で、厚生労働省令で定めるものを追加したこと。 これにより、当該物質を製造し、又は取り扱う場合は、作業主任者の選任、作業環境測定の実施及び特殊健康診断の実施を行わなければならないこと。 (作業主任者の選任、作業環境測定は施行後1年の経過措置あり)	平成29年6月1日
7	粉じん障害防止規則及びじん肺法施行規則の一部を改正する省令の施行について	○粉じん作業の追加 (1) 粉じん則別表第1及びじん肺則別表について、鉍物等(湿潤なものを除く。)を運搬する船舶の船倉内で鉍物等(湿潤なものを除く。)をかき落とし、又はかき集める作業に伴い清掃を行う作業(水洗する等粉じんの飛散しない方法によつて行うものを除く。)が追加された。 (2) 労働者に呼吸用保護具を使用させなければならない作業を定める粉じん則別表第3について、3つの作業が追加された。	平成29年6月1日

No.	通達名等	改正された主な法令条文・告示内容等	施行年月日
8	石綿飛散漏洩防止対策徹底マニュアル[2.10版]の策定	石綿飛散漏洩防止対策徹底マニュアルについて改訂を行ったもの (建築物等の解体等の作業への対応 - 発注者が理解すべき対応等)	平成29年4月3日

### 平成29年1月以降施行の主な法令等改正について（安全業務関係）

No.	通達名等	改正された主な法令条文・告示内容等	施行年月日
1	「危険物乾燥設備における爆発災害の防止について」の一部改正	国際規格等に整合させるため、危険物乾燥設備に一定の性能を有する監視制御装置等を設ける場合には、危険物の濃度を従来の「爆発下限界の値の30%以下」から「爆発下限界の値の50%以下」とすることができるようにしたもの	平成29年1月12日
2	ロープ高所作業に係る安全対策の履行の徹底	昨年施行されたロープ高所作業に従事させる場合の基本的安全確保の措置と特別教育実施の履行などの徹底を求めるもの。	平成29年3月13日
3	陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策の推進	①墜落・転落、②荷崩れ、③フォークリフト使用時の事故、④無人暴走及び⑤トラックの後退時の事故の荷役5大災害を防止するための措置の徹底を契機に、荷役ガイドラインの一層の周知・徹底を図るもの	平成29年3月16日
4	「シールドトンネル工事に係る安全対策ガイドライン」の策定	「シールドトンネル工事に係る安全対策ガイドライン」の普及・定着を図るもの	平成29年3月21日
5	「高齢者介護施設における雇入れ時の安全衛生教育マニュアル」及び「高齢者介護施設における雇入れ時の安全衛生教育用パンフレット」を作成	「働く人に安全で安心な店舗・施設づくり推進運動」の周知、高齢者介護施設等の指導の際に活用する等、法令に基づく雇入れ時教育の確実な実施を図るもの	平成29年3月28日

※ 法令遵守は、安全衛生管理の最低要件です。

## (18) 産業保健活動総合支援事業のご案内

産業保健活動総合支援事業は、国の補助事業として独立行政法人労働者健康安全機構が、地域の医師会などの協力を得ながら進める事業です。

事業場内の産業保健活動を支援するため、事業場規模や産業保健スタッフの分野にかかわらず、労働者の心身に対する一体的な健康管理や作業環境管理、作業管理など労働衛生管理全般の進め方に関する相談をはじめ、労働衛生教育などの自主的産業保健活動を一元的に受け、支援する事業です。小規模事業場支援事業では、常時使用する労働者が、50人未満である事業場の事業主及び労働者に対する産業保健サービスの提供による労働者の健康確保を目的とし、独立行政法人労働者健康安全機構が運営主体となって地域の医師会や関係機関などの協力のもとで事業を推進しています。

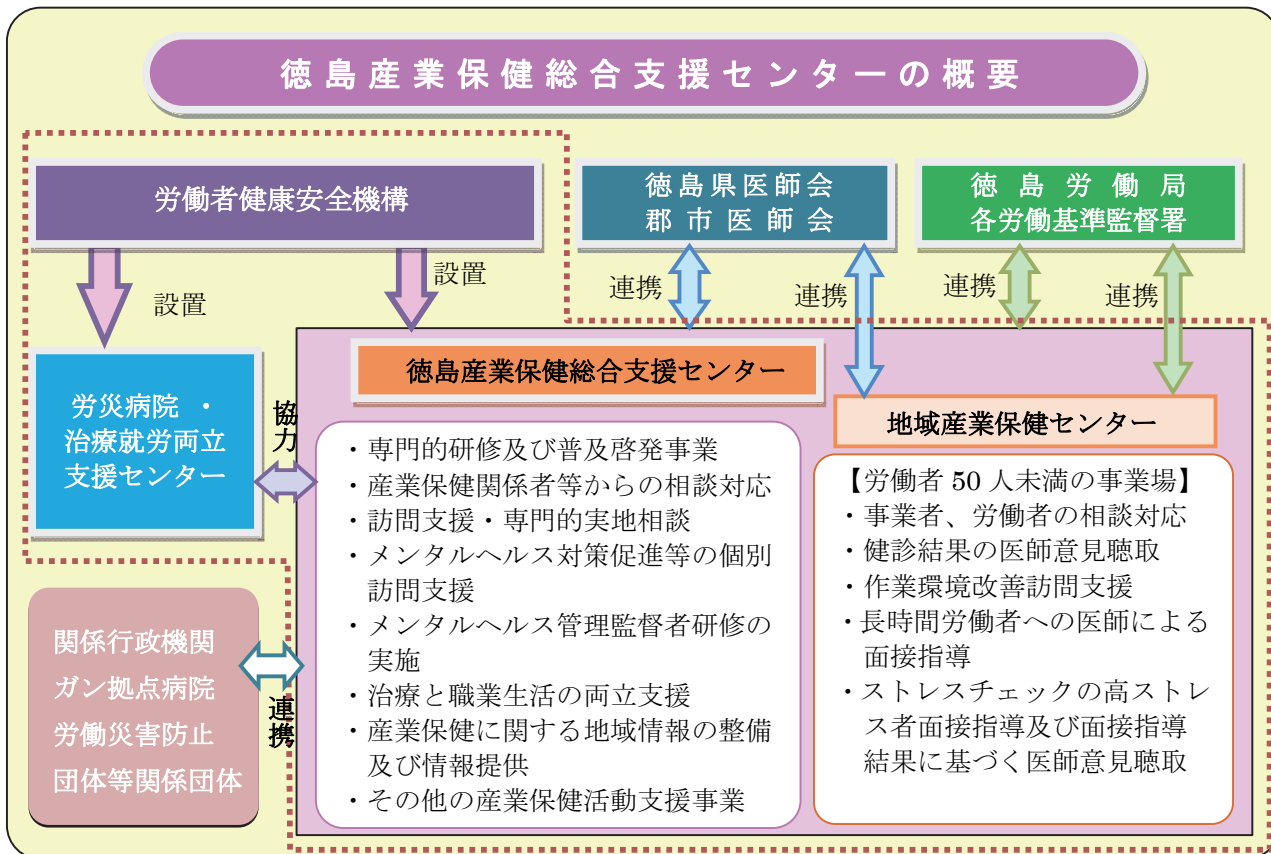
徳島県で本事業の活動を行うための拠点としては、徳島産業保健総合支援センター及び地域産業保健センター（各労働基準監督署圏域毎の地域窓口）が活動しています。

両センターが提供するサービスは、経験豊富な専門スタッフが産業医、衛生管理者、産業看護職、人事労務担当者等の産業保健関係者に対し、メンタルヘルス対策をはじめとする産業保健に関する相談、研修、情報提供等の支援を原則無料で行うほか、事業主を対象とした、企業経営的な観点での産業保健の課題やその対策などに関するセミナーや、労働者を対象とした労働衛生情報啓発セミナーを開催しています。

また、地域産業保健センターは、地域の50人未満規模事業場の事業主や労働者に対し、安全衛生に関する相談・健康診断の事後対応・長時間労働者、ストレスチェックの結果高ストレスとなった者に対する面接指導等の支援を実施しています。

さらに、事業場からの相談内容や要望に応じ、専門スタッフが直接事業場を訪問し、メンタルヘルス対策、治療と職業生活の両立支援、作業環境管理、作業管理等の状況に即した労働衛生管理の総合的な助言・指導も受けられます。

### 徳島産業保健総合支援センターの概要



## 支援センター及び地域センターが提供する各種支援サービス

### 徳島産業保健総合支援センター

#### 【産業保健スタッフ向け専門研修・事業者等への普及啓発セミナー】

- (1) 産業保健スタッフ（産業医・産業保健師・衛生管理者・安全衛生推進者等）を対象に様々なテーマで産業保健に関する専門的かつ実践的な研修の実施。
- (2) メンタルヘルス教育の普及対策や治療と職業生活の両立支援に係る教育の普及対策の助言、ストレスチェック制度を導入し運用するための実施者及び担当者向け研修の実施。
- (3) 事業主や労働者を対象に、労働者の健康管理対策等に関して、事業主、労務担当者及び小規模事業場の労働者の理解と協力を促すためのセミナーを実施。
- (4) 産業保健関係者による事例検討会を実施

#### 【産業保健関係者等に対する相談及び小規模事業場等に対する訪問支援】

- (1) 産業保健関係者からの専門的相談対応。
- (2) 小規模事業場の事業者及び労働者等からの相談対応。
  - ① 労働者の健康管理（メンタルヘルスを含む）に係る相談
  - ② 健康診断の結果についての医師からの意見聴取
  - ③ 長時間労働者に対する面接指導
  - ④ ストレスチェックに係る高ストレス者に対する面接指導
  - ⑤ ①から④までに掲げるもののほか産業保健に関する相談
- (2) 産業保健相談員による専門的実施相談。
- (3) メンタルヘルス対策の普及促進のための個別訪問支援。
- (4) 治療と職業生活の両立支援対策の普及促進のための個別訪問支援。

#### 【産業保健に関する情報の整備及び情報提供】

- (1) 産業保健関係機関や産業保健に関する各種情報の収集及び提供。
- (2) 産業保健情報提供ツールの作成・運用。  
ホームページ、メールマガジン、情報誌による最新情報の発信、労働衛生教育用図書、機器等の貸出・閲覧、調査研究及び成果の提供など。

徳島・鳴門  
三好・阿南

### 地域産業保健センター

#### 【労働者の健康管理（メンタルヘルスを含む）に係る相談】

- (1) 健康診断の結果に基づき、登録産業医等が日常生活面の指導や健康管理に関する情報提供を行うほか、労働者の健康管理に関する相談への助言、就労制限等に関する意見聴取など。
- (2) ストレスチェックの実施方法や体制整備、医師による面接指導に関する助言など。

#### 【健康診断の結果についての医師からの意見聴取】

健康診断で異常所見があった労働者に関する健康保持の対応策など。

#### 【長時間労働者に対する面接指導】

時間外・休日労働が長時間に及ぶ労働者からの申出に対する登録産業医による面接指導。

#### 【ストレスチェックに係る高ストレス者に対する面接指導】

改正労働安全衛生法に基づくストレスチェックの結果、高ストレス者である労働者（申出者）に対する登録産業医による面接指導。

#### 【個別訪問による産業保健指導】

- (1) 登録産業医、労働衛生工学専門員等の訪問による労働衛生対策の状況（作業・作業環境、健康管理、メンタルヘルス対策等）をふまえた総合的助言指導。

※詳しくは、徳島産業保健総合支援センターへお問い合わせください（46 ページ参照）。

## 5

## 関係機関等のご案内

## (1) 労働災害防止団体・関係機関等

## 労働災害防止関係団体

名 称	所 在 地	電 話
(一社)徳島県労働基準協会連合会	徳島市北佐古1番町5-12号 JA会館8階	088-634-1266
建設業労働災害防止協会 徳島県支部	徳島市富田浜2丁目10 徳島県建設センター内	088-622-3113
陸上貨物運送事業労働災害防止協会 徳島県支部	徳島市北田宮2丁目14-50 徳島県トラック会館内	088-632-4662
林業・木材製造業労働災害防止協会 徳島県支部	徳島市西新浜町二丁目3-102	088-676-2200
港湾貨物運送事業労働災害防止協会 徳島小松島港支部	徳島市南末広町6-50	088-654-2061
(一社)日本ボイラ協会 徳島支部	徳島市徳島本町3丁目13 大西ビル4階	088-625-1158
(公社)建設荷役車両安全技術協会 徳島県支部	徳島市南前川町4-14 船橋設計ビル2階	088-622-8243
(一社)日本労働安全衛生 コンサルタント会 徳島支部	板野郡藍住町矢上字西42-7 トビウメ歯科内	088-692-6881
(独)労働者健康安全機構 徳島産業保健総合支援センター	徳島市幸町3丁目61 徳島県医師会館3階	088-656-0330
徳島地方労働基準協会	徳島市徳島町城内6-72 ハヤシビル1階	088-625-4456
鳴門労働基準協会	鳴門市撫養町斎田字西発73-3	088-685-7004
三好労働基準協会	三好市池田町マチ2425-1	0883-72-1857
阿南地方労働基準協会	阿南市富岡町内町164 内町会館2階	0884-22-6982

## 特定機械等検査機関

名 称	所 在 地	電 話
(一社)日本ボイラ協会 香川検査事務所 徳島駐在事務所	徳島市徳島本町3丁目13 大西ビル4階	088-626-1256
(一社)日本クレーン協会 香川検査事務所 徳島分室	徳島市徳島町城内6-38 里理ビル203	088-625-1564

## 作業環境測定機関

機 関 名	所 在 地	電 話	作業場の種類
東邦化工建設(株)徳島事業所	徳島市応神町吉成字只津37-4	088-641-2365	1, 3, 4, 5
(株)イーアンドイー・リサーチ	徳島市川内町平石古田260-2	088-666-2330	1, 3, 4, 5
(一社)徳島県薬剤師会	徳島市中洲町1丁目58-1	088-655-1112	3
(株)環境防災	徳島市鮎喰町1丁目57	088-632-0111	1, 3, 4, 5

(注)：作業環境測定機関の作業場の種類の項の数字は、作業環境測定法施行規則別表の各号に対応する作業環境測定を行うことができる作業場の種類である。



(2) 徳島労働局登録教習機関

(平成29年6月1日現在)

No.	登録機関(電話番号)	所在地	登録番号	行うことができる技能講習又は教習の種類	有効期間
①	(一社)徳島県労働基準協会連合会 (088-634-1266)	〒770-0011 徳島市北佐古一番町5-12 JA会館8階	26	ガス溶接技能講習	～ H31.3.31
			27	玉掛技能講習	～ H31.3.31
			39	乾燥設備作業主任者技能講習	～ H31.3.31
			44	特定化学物質等作業主任者技能講習	～ H31.3.31
			52	有機溶剤作業主任者技能講習	～ H31.3.31
			58	酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者技能講習	～ H31.3.31
			65	小型移動式クレーン運転技能講習	～ H31.3.31
			66	床上操作式クレーン運転技能講習	～ H31.3.31
			78	石綿作業主任者技能講習	～ H31.3.31
			90	木材加工用機械作業主任者技能講習	～ H31.3.31
②	建設業労働災害防止協会 徳島県支部 (088-622-3113)	〒770-0931 徳島市富田浜二丁目10 徳島県建設センター内	4	足場の組立て等作業主任者技能講習	～ H31.3.31
			5	型枠支保工の組立て等作業主任者技能講習	～ H31.3.31
			7	地山の掘削及び土止支保作業主任者技能講習	～ H31.3.31
			41	車両系建設機械(整地・運搬・積込み用及び掘削用)運転技能講習	～ H31.3.31
			55	木造建築物の組立て等作業主任者技能講習	～ H31.3.31
			67	車両系建設機械(解体用)運転技能講習	～ H31.3.31
			68	高所作業車運転技能講習	～ H31.3.31
			69	不整地運搬車運転技能講習	～ H31.3.31
			76	玉掛技能講習	～ H31.3.31
			77	石綿作業主任者技能講習	～ H31.3.31
③	陸上貨物運送事業労働災害防止協会 徳島県支部 (088-632-4662)	〒770-0003 徳島市北田宮二丁目14-50 徳島県トラック会館内	8	はい作業主任者技能講習	～ H31.3.31
			59	フォークリフト運転技能講習	～ H31.3.31
④	(一社)日本ボイラ協会 徳島支部 (088-625-1158)	〒770-0854 徳島市徳島本町三丁目13 大西ビル4F	1	普通第一種圧力容器取扱作業主任者技能講習	～ H31.3.31
			2	ボイラ取扱技能講習	～ H31.3.31
			36	化学設備関係第一種圧力容器取扱作業主任者技能講習	～ H31.3.31
⑤	職業訓練法人 阿波徳島職業訓練協会 (088-665-2220)	〒771-0142 徳島市川内町沖島456 建設労働組合会館内	32	足場の組立て等作業主任者技能講習	～ H31.3.31
			35	型枠支保工の組立て等作業主任者技能講習	～ H31.3.31
			56	木造建築物の組立て等作業主任者技能講習	～ H31.3.31
			57	建築物等の鉄骨の組立て等作業主任者技能講習	～ H31.3.31
			60	玉掛技能講習	～ H31.3.31
⑥	協同組合 徳島県解体工事業協会 (088-626-7201)	〒770-0931 徳島市富田浜二丁目10 徳島県建設センター5階3号	73	コンクリート造の工作物の解体等作業主任者技能講習	～ H31.3.31
			79	石綿作業主任者技能講習	～ H33.4.5
			89	建築物等の鉄骨の組立て等作業主任者技能講習	～ H30.2.28
⑦	中央技能講習所株式会社 (088-664-6630)	〒770-0873 徳島市東沖洲一丁目1-3	81	フォークリフト運転技能講習	～ H34.2.18
			82	高所作業車運転技能講習	～ H34.2.18
			83	小型移動式クレーン運転技能講習	～ H34.2.18
			84	玉掛技能講習	～ H34.2.18
			86	移動式クレーン運転実技講習	～ H32.5.9
⑧	NDS資格講習センター (鳴門自動車教習所) (088-685-3144)	鳴門市大津町矢倉 字五ノ越18	85	フォークリフト運転技能講習	～ H30.7.31
⑨	田村工業株式会社 (088-634-1280)	〒770-0064 徳島市不動西町 4丁目2334-1	87	足場の組立て等作業主任者技能講習	～ H34.5.31
			88	玉掛技能講習	～ H34.5.31
⑩	職業訓練法人 徳島県建設職業訓練協会 (全建総連・フレッセ)	〒770-0005 徳島市南矢三町 3丁目3-29	23	型枠支保工の組立て等作業主任者技能講習	～ H31.3.31
			24	足場の組立て等作業主任者技能講習	～ H31.3.31
			31	地山の掘削及び土止支保作業主任者技能講習	～ H31.3.31
			54	木造建築物の組立て等作業主任者技能講習	～ H31.3.31
⑪	徳島県立農林水産総合技術支援センター (088-674-3119)	〒779-3233 名西郡石井町石井字 石井1660	45	車両系建設機械(整地・運搬・積込み用及び掘削用)運転技能講習	～ H31.3.31
			46	フォークリフト運転技能講習	～ H31.3.31
			47	はい作業主任者技能講習	～ H31.3.31
			61	玉掛技能講習	～ H31.3.31
⑫	(独)高齢・障害・求職者雇用支援機構徳島支部 徳島職業能力開発促進センター (088-654-5102)	〒770-0942 徳島市昭和町 8丁目27-20	16	ガス溶接技能講習	～ H31.3.31
⑬	徳島県商工労働部産業人材育成センター (088-621-2352)	〒770-8570 徳島市万代町1丁目1	18	ガス溶接技能講習	～ H31.3.31
⑭	株式会社 徳島中央自動車教習所 (088-623-0003)	〒770-0862 徳島市城東町1丁目7-42	91	フォークリフト運転技能講習	～ H33.10.31
⑮	株式会社 鴨島フォークリフトセンター (0883-25-9002)	〒776-0010 吉野川市鴨島町 鴨島640-6	92	フォークリフト運転技能講習	～ H34.4.30

### (3) 登録特定自主検査業者

#### ① 厚生労働大臣登録

(平成29年4月1日現在)

登録番号	検査業者名	所在地	電話番号	特定自主検査を行える機械の種類							
				車両系建設機械				動力プレス	フォークリフト	不整地運搬車	高所作業車
				整地・掘削・運搬・積込	基礎及び解体用	基礎工事用	締め				
労 4	日立建機日本(株) 徳島営業所	板野郡藍住町 奥野字長江口 75-5	088-692-1198	●	●	●				●	●
労 41	コマツ建機販売(株) 四国カンパニー徳島支店	徳島市論田町 新開 66-52	088-662-1034	●	●	●				●	
	徳島西営業所	美馬市美馬町 上野 52-1	0883-63-4545	●	●	●				●	
労 45	四国建設機械販売(株) 徳島支店	鳴門市大津町 吉永 383	088-686-5101	●	●	●				●	
	四国建設機械販売(株) 穴吹営業所	美馬郡穴吹町 三島字三谷 262-1	0883-52-2017	●		●				●	
	四国建設機械販売(株) 阿南営業所	阿南市見能林町 青木 115-1	0884-22-5246	●	●	●				●	
労 52	四国ニチュムH I 四国(株) 徳島支店	徳島市昭和町 8-23-1	088-626-3937						●		
労 73	四国機器(株) 鳴門総合サービスセンター	鳴門市大津町 矢倉字中の越 16	088-685-0161	●	●	●	●		●	●	
労 280	喜多機械産業(株)	徳島市庄町 3 丁目 16	088-631-9266	●	●	●	●		●	●	●
	サービスセンター	板野郡藍住町 矢上字川向 27	088-692-1188	●	●	●			●	●	●
	穴吹営業所	美馬市穴吹町 三島字三谷 224-1	0883-53-0005	●	●	●				●	
	南サービスセンター	那賀郡相生町 吉野 33-1	0884-62-3177	●	●	●			●	●	
	三好営業所	三好郡三好町 足代字地神原 4016-1	0883-79-2090	●	●	●			●	●	
労 293	コマツ建機販売(株) 四国カンパニー徳島支店	徳島市応神町 応神産業団地 6-4	088-641-4228	●	●	●			●	●	
	徳島南支店	小松島市金磯町 8-90	0885-33-2351	●	●	●			●	●	
労 353	(株)クボタ建機ジャパン 徳島営業所	阿波市西条 字築地 108-1	088-696-4545	●		●				●	
労 357	T C M(株) 徳島サービスセンター	徳島市東沖洲 2-58-4	088-664-5895	●					●	●	
労 336	西日本コベルコ建機(株) 徳島工場	板野郡北島町 鯛浜外野 44-1	088-698-9113	●	●	●			●	●	
労 421	(株)K C M J 徳島工場	徳島市論田町 新開 66-67	088-663-0171	●	●	●				●	

② 徳島労働局長登録

登録番号	検査業者名	所在地	電話番号	特定自主検査を行える機械の種類							
				車両掘削及び解体用	系地・運搬・積込・基礎工事用	建設機用	コンクリート打設用	動力プレス	フォークリフト	不整地運搬車	高所作業車
徳2	阿波ヤンマー(株)	徳島市津田海岸町5-51	088-663-1161	●	●	●				●	
徳13	トヨタL&F徳島(株)	徳島市昭和町8丁目17-1	088-626-0422	●						●	
徳15	(有)木留リース	名西郡石井町浦庄字下浦757-1	088-674-0243	●							●
徳17	・橋建機(有)	徳島市西新浜町2丁目3-73	088-663-2330	●	●	●					●
徳20	大橋自動車	徳島市南矢三町2丁目8-15	088-631-2380							●	
徳21	(有)加古自動車	徳島市昭和町7丁目28-1	088-625-2315	●	●	●				●	●
徳22	(有)北川自動車	徳島市城東町1丁目1-8	088-622-5740							●	
徳24	(株)徳島建機	阿南市那賀川町黒地314-1	0884-42-1454	●	●	●				●	●
徳26	(有)城北自動車	徳島市西新浜町1丁目4-10	088-662-4711	●	●						●
徳29	(株)サンテック	徳島市論田町元開24-1	088-662-1933	●	●	●				●	●
徳30	(有)福島モータース	徳島市住吉3丁目11-26	088-652-3307	●							●
徳31	(株)エヌテック	鳴門市撫養町木津字川瀬1356-9	088-684-4877						●		
徳32	(協)徳島自動車	徳島市出来島本町3丁目36	088-654-7701							●	●
徳33	中央自動車(株)	板野郡北島町鯛浜字中須15-1	088-636-0508	●	●	●	●			●	●
徳35	乃一特殊自動車	海部郡海陽町大里字中小路26-2	0884-73-0581							●	
徳39	(株)豊徳	小松島市豊浦町7-2	0885-38-2811							●	
徳45	ブル建機(株)	徳島市国府町桜間字家内田16-4	088-642-6234	●	●	●					●
徳48	徳南自動車工業(株)	阿南市津乃峰町長浜134-1	0884-27-0464							●	
徳50	東洋自動車	徳島市南島田町1丁目17-6	088-632-0534							●	●
徳52	(有)那賀重機コンサルタント	那賀郡那賀町大殿字下川端811	0884-67-0745	●		●					●
徳54	(株)西部	三好市池田町州津中津1941	0883-72-1406	●	●	●				●	●
徳56	三ツ葉産業(株)	阿南市楠根町津越185	0884-25-0226							●	
徳60	縣南自動車整備(株)	阿南市宝田町荒井17	0884-22-0977		●					●	●
徳63	(有)ロータス中央	吉野川市山川町川田640-4	0883-42-2274							●	
徳64	三協整備 入口良輔	海部郡海陽町浅川粟浦口71	0884-70-1349	●	●	●					●
徳65	原田建機サービス 原田一男	海部郡牟岐町大字川長字新光寺97-1	0884-72-1919	●	●	●					●
徳66	王子物流(株)企画業務本部 富岡事業所	阿南市豊益町吉田1	0884-22-1216							●	
徳67	エイコー機械 津永幸宏	美馬市穴吹町三島字舞中島1729-1	0883-52-1790	●	●	●					●
徳68	ニシダサービス 西田史郎	阿南市那賀川町西原260-3	0884-42-0916	●							●
徳69	ジェイエイ徳島 燃料サービス(株)	徳島市北佐古一番町5-12	088-634-2672							●	
徳70	徳島総合自動車(有)	徳島市北矢三町1丁目2-75	088-631-5645								●
徳73	(株)矢野商店	徳島市両国橋35-1	088-663-2355	●		●					●
徳74	(有)ダイテック	徳島市国府町早瀬796-2	088-642-1124	●	●	●				●	●
徳75	(有)塩田車輛	美馬郡つるぎ町半田字松生289-1	0883-64-2733							●	
徳76	(株)藤川自動車	板野郡藍住町住吉字千鳥ヶ浜65-1	088-692-5237	●						●	
徳77	吉本機工	美馬市美馬町字山塚坂116-10	0883-63-5040	●	●	●					●
徳78	篠原商事(有)	阿南市那賀川町字大京原824-1	0884-27-3405	●						●	
徳79	販眞モータース	三好市三野町勢力348-3	0883-77-4851	●	●	●					●
徳80	拓伸自動車 鎌田敏久	国府町北岩延壹里塚6-1	088-677-6063		●						●
徳83	(有)折上産業	板野郡北島町北村字水神原25-9	088-698-8122	●	●	●					●
徳84	芳田機械サービス	阿南市那賀川町芳崎405	0884421236	●	●	●					●
徳85	四国メンテナンス(株)	吉野川市山川町湯立193-1	0883-42-6110	●	●	●					●
徳86	(株)児島エンジニアリング	吉野川市川島町児島字呉島47	090-3180-335	●	●	●					●
徳87	佐藤機械	阿南市横見町長岡後15-8	0884-23-0164	●	●	●					●
徳88	シンニチエンジニアリング(株)	板野郡板野町大坂字椋木原7-1	090-4781-9131						●		
徳89	MTメンテナンス 竹内正明	阿南市中林町堤ノ内22-10	0884-24-8286							●	
徳90	(株)山本鉄工所	小松島市金磯町8-90	0885-32-1766							●	

(平成29年5月現在)

## 6 平成28年度 安全衛生表彰受賞者

### 安全衛生徳島労働局長表彰受賞者

奨励賞(安全確保対策) 株式会社大真空徳島事業所 様

奨励賞(安全確保対策) 大塚テクノ株式会社本社・鳴門工場 様

功績賞 平田 文昭 様

(建設業労働災害防止協会徳島県支部 前事務局長)

功績賞 照喜名 京子 様

(阿南地方労働基準協会 前事務局長)



受賞者の皆様おめでとうございます。

さらなるステップアップに期待します。



## 7

### 四国4県、統一ロゴマークの推奨

徳島労働局・香川労働局・愛媛労働局・高知労働局による、「誰もが安心して健康に働くことができる社会」を実現するための「統一ロゴマーク」使用促進。

#### 1 四国4 県の労働局が平成29 年度に予定している

主な一斉取組

- ・全国安全週間実施要綱説明会（6月中全労基署）
- ・「全国安全週間」（7月1日～7月7日）
- ・職場の健康診断実施強化月間（9月）
- ・全国労働衛生週間実施要綱説明会（9月中全労基署）
- ・「全国労働衛生週間」（10月1日～10月7日）



#### 2 徳島労働局の主な一斉取組

- ・全国安全週間安全衛生パトロール等（6月・7月）
- ・「徳島産業安全衛生大会」7月4日（あわぎんホール）
- ・全国労働衛生週間安全衛生パトロール等（9月・10月）
- ・「とくしま年末年始無災害運動」（安全衛生パトロール等）
- ・「とくしま産業安全の日」（毎月10日）
- ・「高年齢労働者労働災害防止対策」

## 8 徳島労働局・各労働基準監督署窓口一覧

### (1) 徳島労働局の相談窓口 (市外局番 088)

労働基準部	監督課	652-9163	法定労働条件の確保、監督指導・司法事件の総合調整等
	健康安全課	652-9164	労働災害防止、労働者の健康確保、職場環境改善対策等
	賃金室	652-9165	最低賃金・最低工賃の決定、賃金制度に係る指導等
	労災補償課	652-9144	労災保険給付、被災労働者の社会復帰、遺族補償等
( FAX : 労働基準部共通 )		622-3570	
雇用環境・均等室		652-2718	女性の活躍促進、働き方改革対策、個別労働紛争支援、男女の雇用機会均等対策、育児・介護休業促進対策、マタハラ・セクハラ・パワハラ・解雇、各種助成金等の相談等
	( FAX )	652-2751	
	【労働相談専用ダイヤル】	652-9142	

### (2) 徳島労働局の総合労働相談窓口

	名 称		電話番号	設置場所
①	徳島労働局 総合労働相談コーナー	女性相談員配属	088(652)9142	徳島市/徳島地方合同庁舎 4 階
②	徳島総合労働相談コーナー	女性相談員配属	088(622)8138	徳島市/徳島労働基準監督署内
③	鳴門総合労働相談コーナー	—	088(686)5164	鳴門市/鳴門労働基準監督署内
④	三好総合労働相談コーナー	—	0883(72)1105	三好市/三好労働基準監督署内
⑤	阿南総合労働相談コーナー	—	0884(22)0890	阿南市/阿南労働基準監督署内

### (3) 労働安全衛生関連情報のリンク先

厚生労働省ホームページ	<a href="http://www.mhlw.go.jp/stf">http://www.mhlw.go.jp/stf</a>
【安全衛生関係リーフレット等】	<a href="http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/gyousei/enzen/index.html">http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/gyousei/enzen/index.html</a>
【安全衛生関係主要様式】	<a href="http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/enzen/anzeneisei36/index.html">http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/enzen/anzeneisei36/index.html</a>
【安全衛生関係統計・災害事例】	<a href="http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/enzen/toukei.html">http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/enzen/toukei.html</a>
【職場のあんぜんサイト】	<a href="http://anzeninfo.mhlw.go.jp/anzenproject/index.html">http://anzeninfo.mhlw.go.jp/anzenproject/index.html</a>
【職場における化学物質対策についての情報】	<a href="http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/enzen/anzeneisei03.html">http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/enzen/anzeneisei03.html</a>
【職場における安全対策】	<a href="http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/enzen/anzeneisei01.html">http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/enzen/anzeneisei01.html</a>
【第三次産業の労働災害防止対策】	<a href="http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000053858.html">http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000053858.html</a>
【こころの耳】	<a href="http://kokoro.mhlw.go.jp/">http://kokoro.mhlw.go.jp/</a>
【ストレスチェック等の職場におけるメンタルヘルス対策・過重労働対策等】	<a href="http://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/anzeneisei12/">http://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/anzeneisei12/</a>
【事業場における治療と職業生活の両立支援】	<a href="http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000115267.html">http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000115267.html</a> 又は <a href="http://www.johas.go.jp/">http://www.johas.go.jp/</a>
【受動喫煙防止対策助成金】	<a href="http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/enzen/kitsuen/index.html">http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/enzen/kitsuen/index.html</a>
【免許試験合格者のための免許申請書等手続きの手引】	<a href="http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11300000-Roudoukijunkyokuanzeneiseibu/0000104834.pdf">http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11300000-Roudoukijunkyokuanzeneiseibu/0000104834.pdf</a>
安全衛生優良企業認定情報	<a href="http://anzeninfo.mhlw.go.jp/shindan/shindan_index.html">http://anzeninfo.mhlw.go.jp/shindan/shindan_index.html</a>
アスベスト(石綿)情報	<a href="http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/sekimen/index.html">http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/sekimen/index.html</a>
派遣労働者の安全衛生確保	<a href="http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11200000-Roudoukijukyoku/0000069165.pdf">http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11200000-Roudoukijukyoku/0000069165.pdf</a>

# 徳島労働局・各労働基準監督署

## 徳島労働局

〒770-0851

徳島市徳島町城内 6-6

徳島地方合同庁舎

電話：(088) 652-9164

(健康安全課直通)

FAX：(088) 622-3570

URL <http://tokushima-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp>



## 徳島労働基準監督署

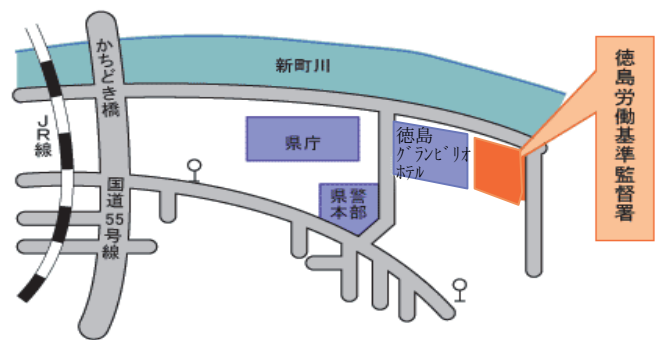
〒770-8533

徳島市万代町 3-5 徳島第二地方合同庁舎

電話：(088) 622-8138

FAX：(088) 622-8162

管轄：徳島市、小松島市、吉野川市、  
名東郡、名西郡、勝浦郡、



## 鳴門労働基準監督署

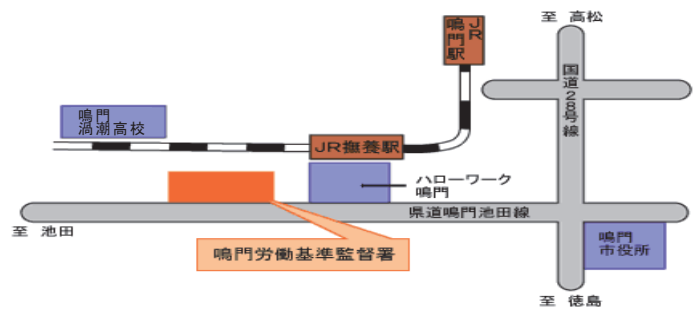
〒772-0003

鳴門市撫養町南浜字馬目木 119-6

電話：(088) 686-5164

FAX：(088) 686-5165

管轄：鳴門市、阿波市、板野郡



## 三好労働基準監督署

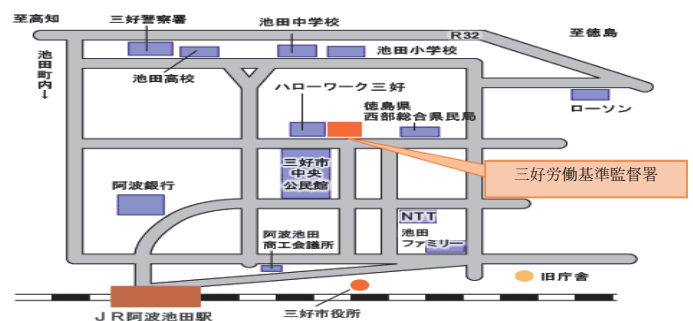
〒778-0002

三好市池田町字マチ 2429-12

電話：(0883) 72-1105

FAX：(0883) 72-1106

管轄：美馬市、三好市、美馬郡、三好郡



## 阿南労働基準監督署

〒774-0011

阿南市領家町本荘ヶ内 120-6

阿南労働総合庁舎

電話：(0884) 22-0890

FAX：(0884) 22-4373

管轄：阿南市、那賀郡、海部郡

